

福島県困難な問題を抱える
女性への支援並びにDVの防止及び
被害者の保護・支援のための
基 本 計 画

令和 年 月

 福島県

第1章 計画改定の基本的な考え方	1
1 計画改定の趣旨	1
(1) これまでの経緯 — 保護更生から自立に向けた支援へ —	1
(2) 新たな女性支援に向けた法制度の整備	2
(3) DV防止法と県取組	2
2 本計画における支援対象者	3
3 計画の位置付け	3
4 計画の期間	3
5 計画推進のための支援体制	3
(1) 県の役割	3
(2) 市町村の役割	4
(3) 女性センターの役割	4
(女性相談支援センター・女性自立支援施設)	
(4) 女性相談支援員の役割	4
(5) 民間団体の役割	4
(6) 関係機関の役割	4
(7) DVセンターの役割	5
第2章 困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援の現状	6
1 女性を取り巻く社会的背景	6
(1) 女性に関する県民の意識	6
(2) 雇用と経済状況	7
(3) 暴力及び性暴力等による被害の状況	9
(4) 「予期せぬ妊娠」による困難な問題	11
(5) 困難な問題を抱える若年女性	13
2 DV被害に関する社会的背景	14
3 福島県全体の相談対応状況	15
(1) 女性相談支援員による相談対応状況	15
(2) DVセンターによる相談対応状況	17
(3) 関係機関による相談対応状況	18
(4) 民間団体による相談対応状況	19
4 一時保護の状況	20
5 長期保護の状況	22
6 民間団体の活動状況	24

第3章 計画の基本理念・基本目標	25
1 基本理念	25
2 基本目標	25
3 施策体系	26
第4章 具体的な施策	30
1 基本目標Ⅰ「女性の人権を尊重し、暴力を許さない意識の醸成」	30
1 女性の人権の尊重や男女平等意識の醸成を図るための教育・啓発	30
2 支援を必要とする女性等への啓発と相談窓口等の周知	31
2 基本目標Ⅱ「安心して相談できる支援体制の充実」	33
1 市町村における相談支援体制の充実	33
2 県保健福祉事務所における支援の充実	35
3 女性センターにおける支援の充実	36
4 女性支援等を行う民間団体の活動の充実	37
5 関係機関における支援	38
6 DVセンターにおける支援	40
7 県における全体調整	41
3 基本目標Ⅲ「困難な問題を抱える女性やDV被害者の安全な保護の実施」	43
1 困難な問題を抱える女性の保護	43
2 困難な問題を抱える女性やDV被害者への法的手続きへの支援	45
3 保護命令制度等司法手続きについての支援	46
4 困難な問題を抱える女性やDV被害者の心身の回復への支援	48
5 同伴児童への支援	48
6 多様な背景を持つ困難な問題を抱える女性やDV被害者への支援	49
4 基本目標Ⅳ「困難な問題を抱える女性やDV被害者の自立を支援する環境の整備」	51
1 女性センターにおける支援	51
2 就労の支援	52
3 地域での生活に向けた支援	53
4 同伴児童への支援	54
5 地域におけるアフターケア	55
第5章 具体的目標及びモニタリング指標	57
1 具体的目標(数値目標)	57
2 モニタリング指標	58

第1章 計画改定の基本的な考え方

1 計画改定の趣旨

本計画は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）第8条第1項及び第2項の規定により、困難な問題を抱える女性への支援に関する本県の基本的な方針を定めるものです。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）（以下「DV防止法」という。）第2条の3の規定による配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な方針として定めるものです。

「福島県ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護・支援のための基本計画」（以下「DV防止基本計画」という。）第4次改定版が令和6年度をもって終了するに当たり、本県における現状と課題、関係法令の改正や社会情勢の変化等を踏まえ、県全体の女性支援及びDV対策を一層推進するとともに、より効果的な支援を行うため、DV防止基本計画第5次改定を本計画と一体化し、改定を行います。

(1) これまでの経緯 — 保護更生から自立に向けた支援へ —

法成立以前の女性への支援は、改正前の売春防止法（昭和31年法律第118号。以下「旧売春防止法」という。）第4章の規定に基づく婦人保護事業により行われ、同法第34条第3項において定義される「性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子」（以下「要保護女子」という。）の「保護更生」を目的とするものでした。

婦人保護事業は旧売春防止法に基づく婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設を中心に行われてきましたが、「要保護女子」の背景には、貧困、暴力被害、性暴力や性的虐待、性的搾取などの性的な被害、障がいや疾病などの様々な困難があり、「保護更生」の視点のみではなく、婦人保護の現場ではこうした問題に向き合いながら支援を行ってきました。

また、平成13年にDV防止法が施行されてからは、配偶者等からの暴力を受けた被害者の保護や支援を婦人保護事業で行うようになり、さらに平成16年策定の「人身取引対策行動計画」（「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」策定）における被害者の保護、平成25年のストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）で明記されたつきまとい等、暴力や性的搾取などの被害者に対する支援を婦人保護事業で行ってきました。

しかし、「保護更生」を目的とした旧売春防止法においては、困難な問題を抱える女性の人権の擁護、福祉の増進や自立支援等の視点は不十分であり、複雑化、多様化、複合化した困難な問題を抱える女性への支援には限界があるため、抜本的な見直しが求められてきました。

平成30年7月には厚生労働省で「困難な問題を抱える女性への支援の在り方に関する検討会」が開催され、令和元年10月に取りまとめられた「困難な問題を抱える女性への支援の在り方に関する検討会中間まとめ」では、婦人保護事業の支援対象者の拡大や旧売春防止法を制度的根拠とすることの限界が改めて指摘され、若年女性への対

応や性的な被害からの回復支援など、時代とともに多様化した困難な問題を抱える女性を対象とし、相談から保護、自立支援までの専門的な支援を包括的に提供することや行政機関・民間団体・関係機関を通じた多機関における連携・協働による早期かつ、切れ目のない支援の必要性が示されました。

(2) 新たな女性支援に向けた法制度の整備

このような状況の中、令和4年5月、旧売春防止法の「保護更生」から脱却し、困難な問題を抱える女性の人権を尊重し、女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現を目的とした「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、令和6年4月に施行されることとなりました。

また、令和5年3月には「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（令和5年3月29日厚生労働省告示第111号。以下「基本方針」という。）が公示されました。

本県においては、新たな法の下、基本方針の内容を受け、困難な問題を抱える女性への支援の必要性について普及啓発し、市町村や民間団体、地域の関係機関と県女性のための相談支援センター（以下「女性センター」という。）、女性相談支援員が連携し、「相談」「保護」「自立支援」ができる相談支援体制の構築と環境整備を行うため、令和5年度に本計画の策定を行いました。

(3) DV防止法と県取組

平成13年4月、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、DV防止法が制定され、保護命令の制度や、都道府県の配偶者暴力相談支援センター（以下「DVセンター」という。）による相談や一時保護等の業務が開始されました。

その後、配偶者からの暴力の定義の拡大や、保護命令の制度の拡充、児童虐待対応時にDVセンターが相互に連携・協力すべき機関として児童相談所を法文上明確化するなどの改正が行われてきました。

さらに、令和5年5月には、保護命令の期間延長や、重篤な精神的被害を受けた場合への対象拡大等の改正が行われるとともに、被害者の自立支援のための施策や国・地方公共団体・民間の団体の連携・協力について、都道府県基本計画への記載の義務や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会の法定化が明記されるなどの大幅な改正が行われました。県においては、DV防止法第2条の3の規定により、平成18年3月に「DV防止基本計画」を策定し、以降4回の改定を行いながら、計画に基づき、被害者の相談、保護、支援及び啓発などの施策を推進してまいりました。

DV防止基本計画第4次改定版が令和6年度をもって終了するに当たり、DV防止基本計画第5次改定を本計画と一体化し、改正を行います。

2 本計画における支援対象者

法第2条では、「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう、とされており、本計画における支援対象者の定義も同様とします。

なお、DV防止法第1条各項で定義される被害者である女性も本計画における支援対象者となっております。

また、DV被害者の多くは女性ですが、同性カップル間の暴力や被害者が男性の場合もあることから、DV被害者を対象とする項目については、このような被害者も支援対象者とします。

3 計画の位置付け

この計画は、法第8条に規定される「都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」及びDV防止法第2条の3に規定される「都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」として策定するもので、「福島県総合計画」、「ふくしま男女共同参画プラン」等、県の各種計画と整合性を図った計画です。

4 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

また、本計画と一体化するDV防止基本計画第5次改定の計画の期間についても、終期を同じとするため、令和7年度から令和10年度までの4年間とします。

5 計画推進のための支援体制

この計画推進にあたり、県と市町村は、国とともに法第3条の基本理念にのっとり困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務があると法第4条に規定されています。また、DV防止法第2条においても同様に、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む）を図る責務を有すると規定されています。

については、「女性相談支援センター」「女性相談支援員」「女性自立支援施設」「DVセンター」が中心となり、市町村や民間団体、関係機関と連携を図り、困難な問題を抱える女性やDV被害者の自立を支援していくこととされています。

(1) 県の役割

- ・ 女性支援及びDV防止・被害者支援事業に当たり中核的な役割を果たし、支援の積極的かつ計画的な実施及び民間団体や関係機関の活動との連携、調整を図ります。
- ・ 市町村が実施する困難な問題を抱える女性やDV被害者への支援が円滑に進むよう、情報提供や助言等の支援を行います。

- ・ 県保健福祉事務所は、女性相談支援員を中心に相談支援を行うほか、市町村の取組に対し、助言や指導等を行います。

(2) 市町村の役割

- ・ 支援対象者にとって、最も身近な相談先としての役割を果たすとともに、自立のために必要な支援の包括的な提供、他機関や他自治体等への繋ぎを行うなど関係機関との緊密な連携を図ります。
- ・ 困難な問題を抱える女性やDV被害者への相談窓口の周知や市町村基本計画の策定、支援調整会議や協議会及び女性相談支援員の配置に努めます。
- ・ 民間団体の自主性を尊重しつつ、民間団体が実施する困難な問題を抱える女性やDV被害者に関する活動について必要な援助に努めます。

(3) 女性センターの役割

(女性相談支援センター・女性自立支援施設)

- ・ 困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応じるとともに問題に応じた適切な相談窓口を紹介します。
- ・ 法律や医療など専門的な問題については、各分野の専門家から女性相談担当職員や女性相談支援員が助言を受け、適切な支援を行います。
- ・ 困難な問題を抱える女性及び同伴家族の安全の確保及び一時保護・長期保護を行い、女性の心身の健康回復を図るため、医療的又は心理的な援助等を行います。
- ・ 一般的な生活力を身につける支援や、各種サービス利用の手続き支援、金銭管理支援等を行い、自立を促進するための生活支援をします。
- ・ 同伴児童について、学習、生活支援及び心身のケアを行います。
- ・ 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供、助言、民間団体や関係機関との連絡調整等の援助を行います。

(4) 女性相談支援員の役割

- ・ 最も身近に相談できる支援機関に属する者として、支援への入り口の役割を果たし、困難な問題を抱える女性やDV被害者について、丁寧な相談対応を行った上で、アセスメントを行い、支援対象者の意思決定を支援します。
- ・ 児童福祉、母子保健、障がい者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の実施機関と連携して各種手続きに関する支援等を実施し、支援対象者の自立を促進するよう適切な支援に繋がります。

(5) 民間団体の役割

- ・ 民間団体の長を生かし、県及び市町村と対等な立場で協働し、互いの活動を補完しながら、困難な問題を抱える女性やDV被害者への支援を行います。
- ・ 地域における生活の再建など、行政機関のみでは対応が行き届きにくい支援を実施します。

(6) 関係機関の役割（児童相談所、警察、弁護士、医療機関、教育委員会、学校、裁判所、母子生活支援施設、ハローワーク等）

- ・ 女性をめぐる課題は性被害、経済的な困窮、障がい、家族関係破綻、孤立・孤独など多様化、複雑化、複合化していることやDV被害者の支援においては、自立のために必要な支援についても多岐の分野にわたることが多いため、各関係機関が専

門性を生かした相談支援を行うとともに緊密な連携を図ります。

(7) DVセンターの役割

- ・ 県及び市のDVセンターは、相談対応や女性相談支援員・相談を行う機関を紹介
します。
- ・ 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護を行います。
- ・ 保護命令制度の利用や自立生活への促進、被害者を居住させ保護する施設の利用
について、情報提供や助言、関係機関との連絡調整等の援助を行います。
- ・ DVセンターのうち女性センターは、被害者女性の心身の健康回復のための医学
的・心理学的な支援等を行います。

第2章 困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援の現状

1 女性を取り巻く社会的背景

法第1条では「この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。」とされています。

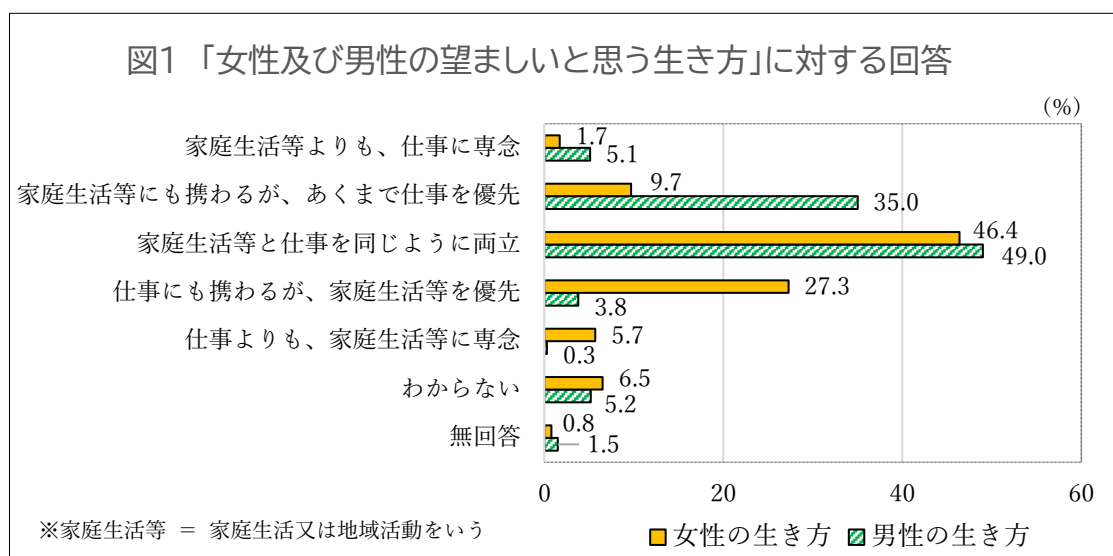
「女性が女性であることにより様々な困難な問題に直面する」ことについては、様々な女性をとりまく社会的背景が影響しています。

新型コロナウイルス感染拡大は、女性の従事者が多い飲食業などのサービス業が大きな影響を受け、非正規雇用者の収入減やシングルマザーの失業率が上昇する等、経済状況の悪化から男性に比べて女性の雇用や賃金の格差拡大、自殺者数の増加に影響を与えた可能性があるとされています。

このように、大きな災害発生等、社会情勢に大きな変動が起きる際には女性をめぐる困難な問題が顕在化しますが、その背景にある社会的な問題を踏まえた支援体制の整備が必要になります。

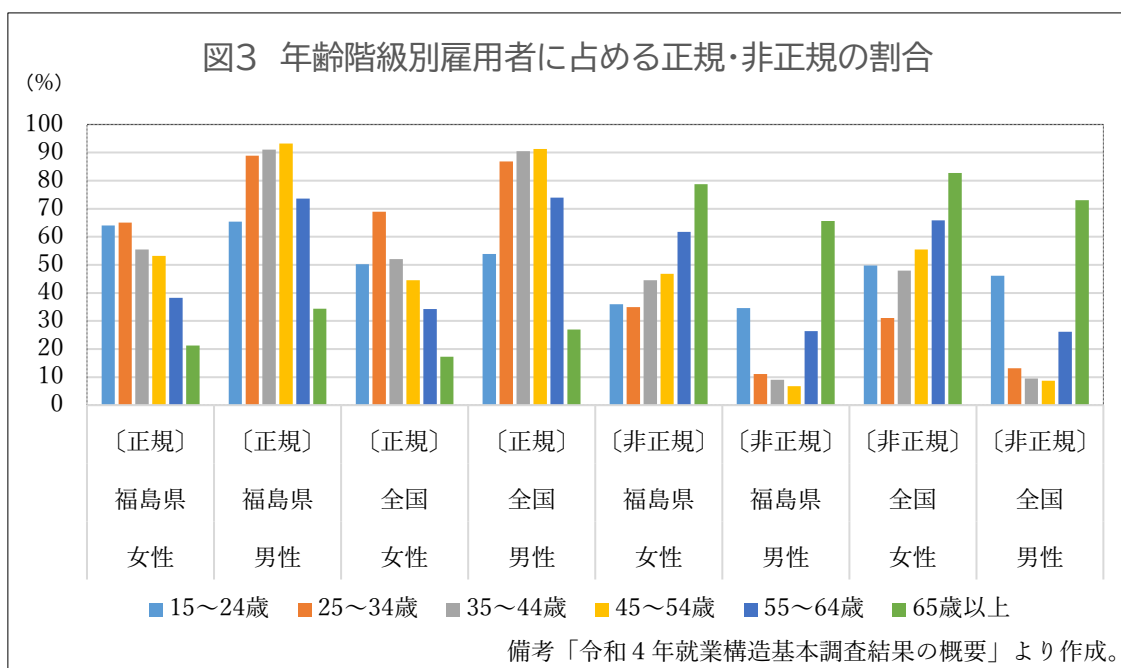
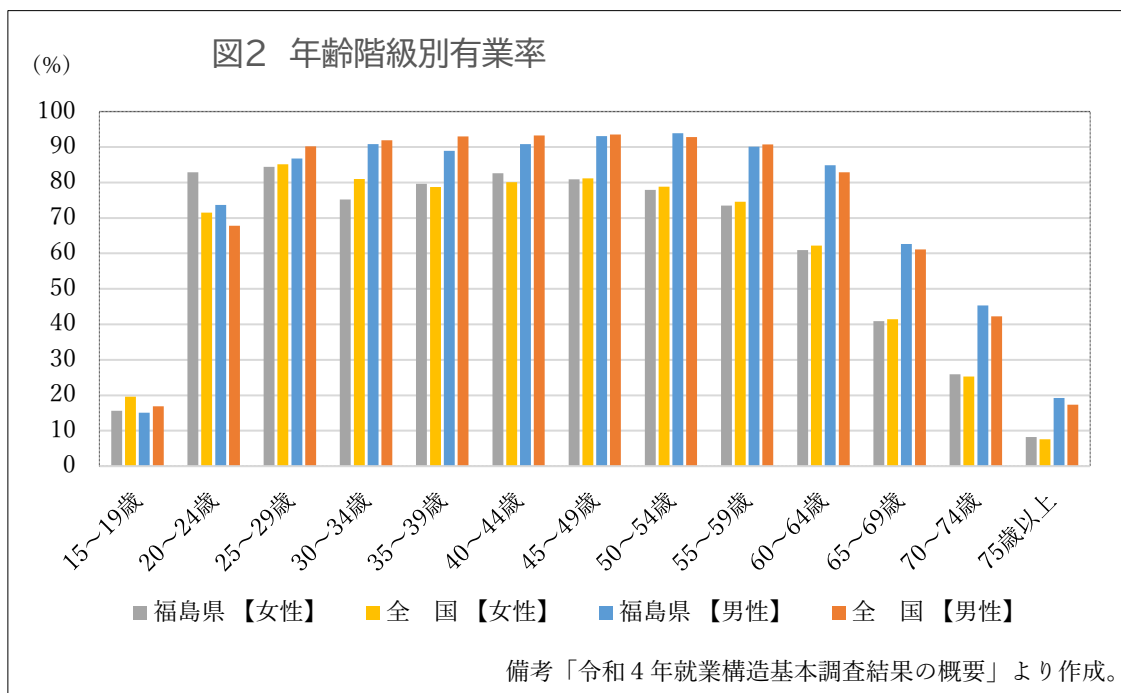
(1) 女性に関する県民の意識

「男女共同参画・女性の活躍促進に関する意識調査報告書」（令和2年3月福島県）によると、男性・女性それぞれの生き方として望ましいと思うのは、どのような生き方か、1つだけ答える設問に対して、男女とも「家庭生活又は地域活動と仕事を同じように両立させる」という答えが最多となっています。2番目に多かったのは、男性の生き方では「家庭生活又は地域活動にも携わるが、あくまで仕事を優先させる」であったのに対し、女性の生き方では「仕事にも携わるが、家庭生活又は地域活動を優先させる」となっており、性別による望ましい生き方として、男性は仕事優先、女性は家庭生活及び地域活動優先という傾向がみられます。



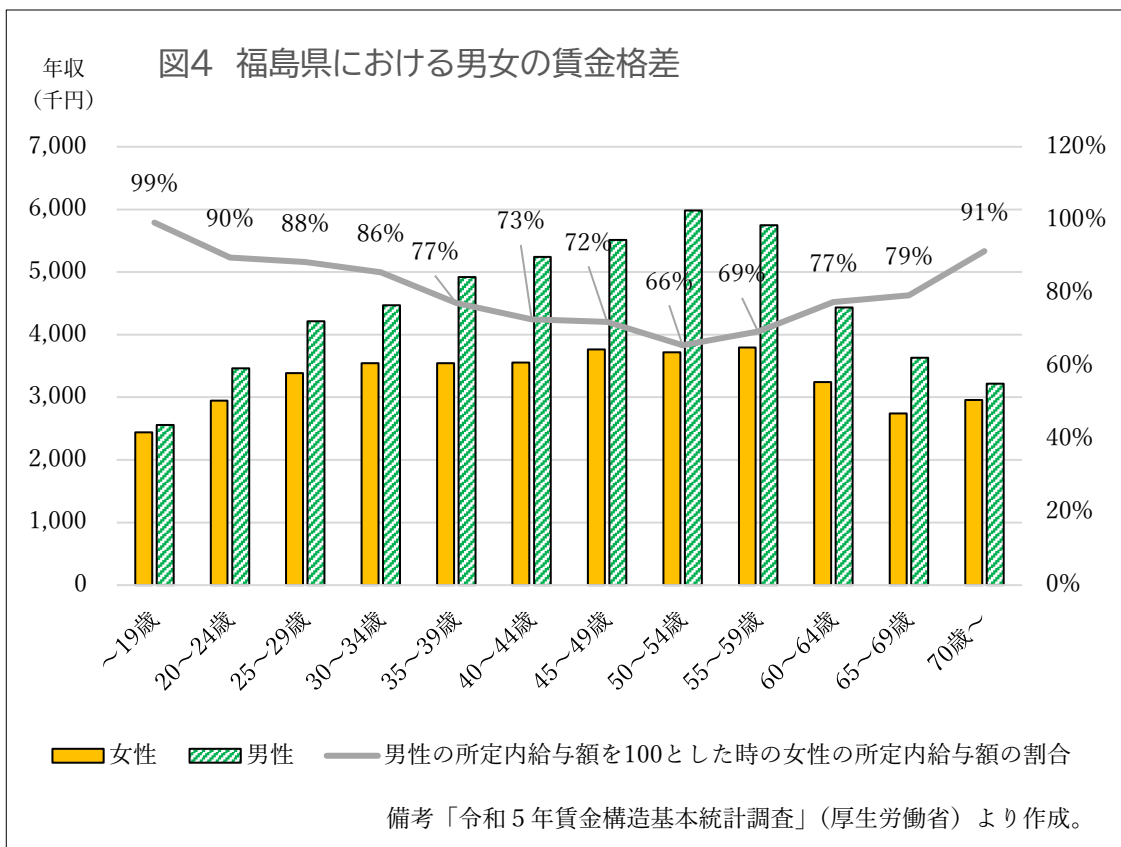
(2) 雇用と経済状況

本県の女性の有業率は、全国と同様に24歳以下の年齢階級を除き、どの年齢階級別でも男性に比べて低い状況にあります。また、年齢階級別の正規雇用・非正規雇用の割合では、本県・全国ともに、全ての年齢層において女性の正規雇用の割合が男性の正規雇用の割合を下回っています。また、女性については、有業率が高い20代において非正規雇用の割合は3割を超え、その後、年齢層が高くなるほど上昇し、50代後半では6割を超えています。



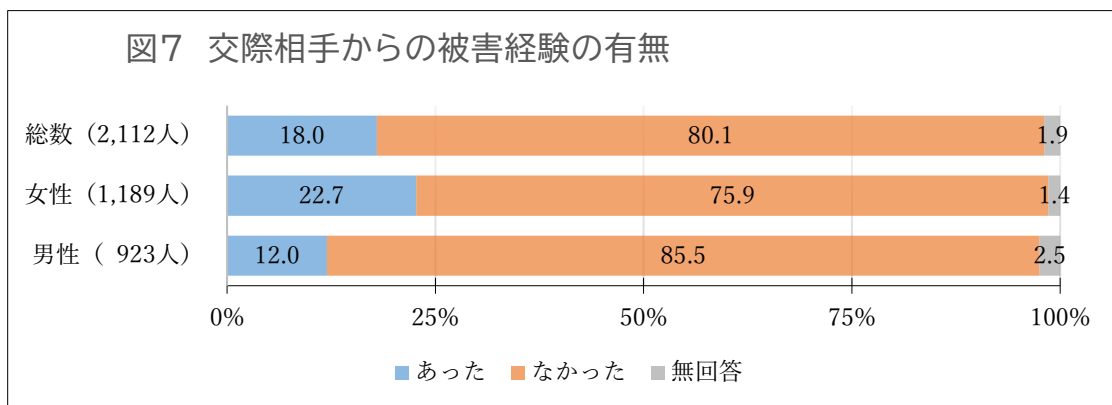
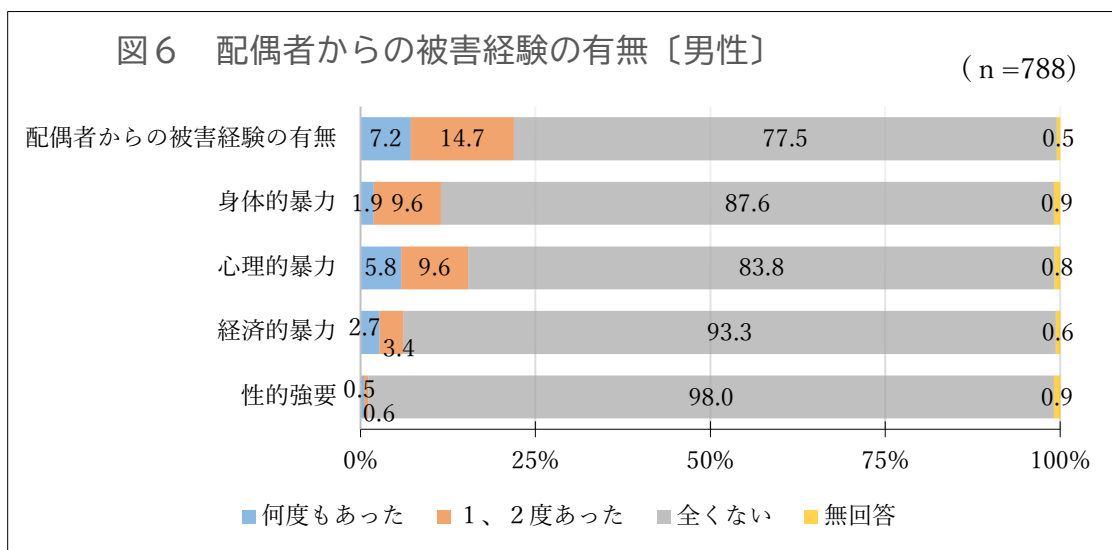
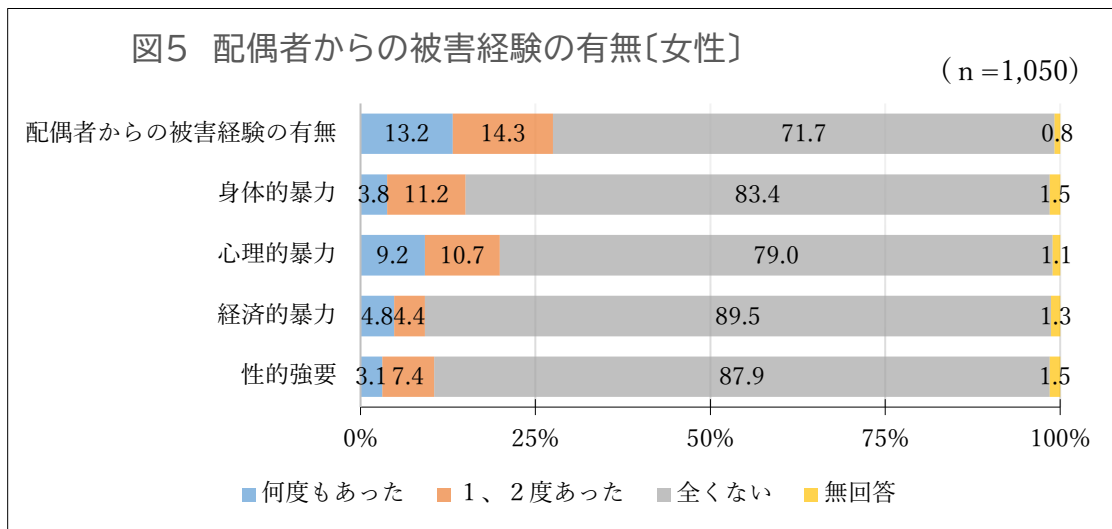
本県の女性の賃金は、いずれの年代でも男性を下回っていますが、特に、30代後半から60代の幅広い世代で男性の賃金の8割に満たない水準にあり、50代では男性の賃金の7割にも満たない水準となっています。

女性に家事・育児・介護が集中すること、もしくは将来的に家事・育児・介護を担うことを想定して職業選択を行うことで経済的な自立ができないと、長い人生の中で生じ得る様々な出来事に対応できなくなるリスクがあると考えられます。



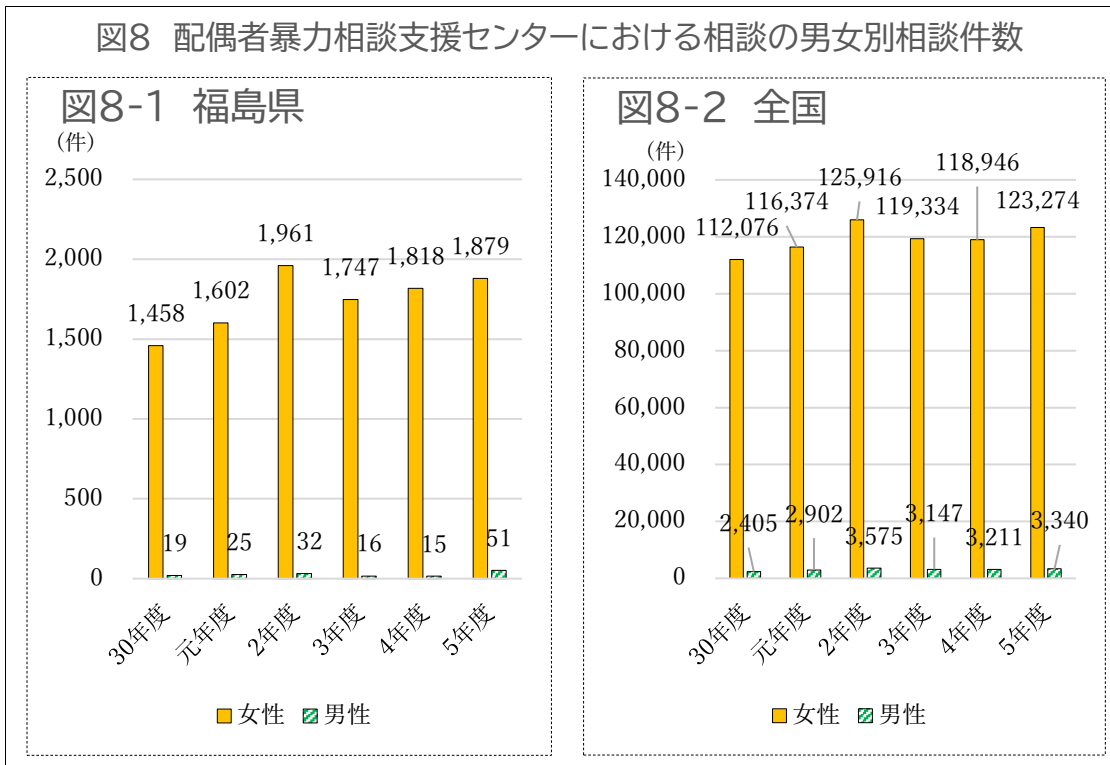
(3) 暴力及び性暴力等による被害の状況

- 女性に対する暴力について、内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」(令和6年3月)によると、全国女性の約4人に1人が配偶者からの暴力、約5人に1人が交際相手からの暴力の被害経験があると回答しています。



- 配偶者等暴力に関する相談件数について、内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等」によると、本県及び全国ともに、令和2年度に過去最多となり、以降も高水準で推移しています。また相談者の性別を見ると、女性が圧倒的に多く、9割以上が女性からの相談となっています。

図8 配偶者暴力相談支援センターにおける相談の男女別相談件数



- 犯罪被害者の状況（全国）について、法務省「令和5年版犯罪白書」によると、強制性交等、強制わいせつ（令和5年7月13日以後は不同意性交、不同意わいせつ）の被害者の9割以上が女性となっています。

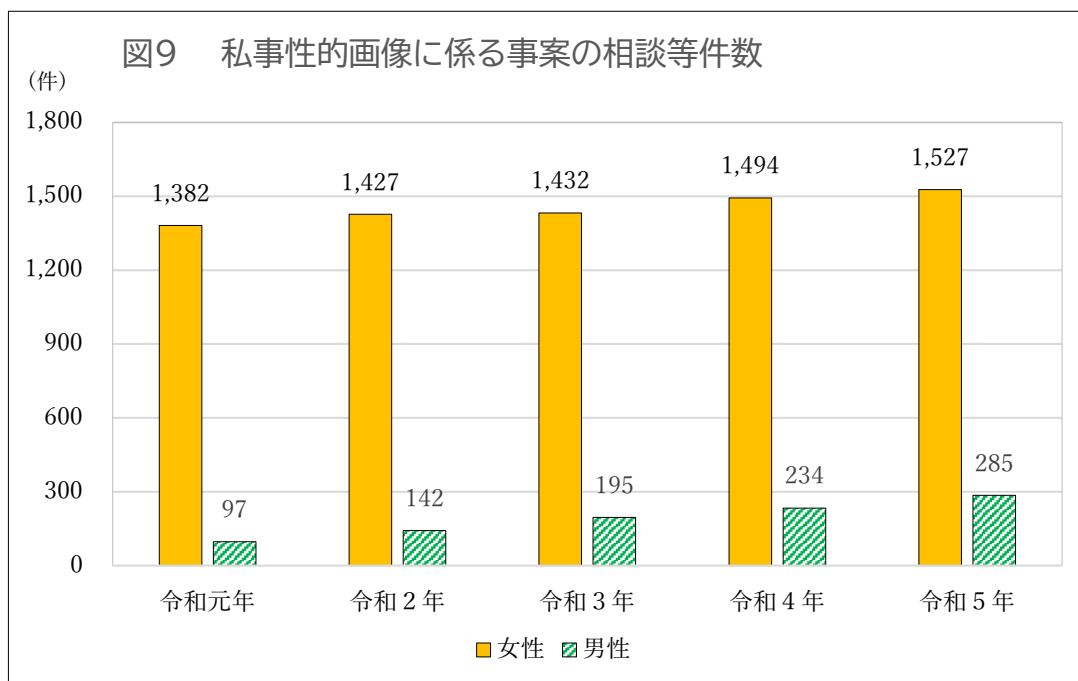
表1 強制性交等・強制わいせつ 認知件数・被害発生率の推移

法務省「令和5年版犯罪白書」より

年次	強制性交等				強制わいせつ			
	女性		男性		女性		男性	
	認知件数	被害発生率	認知件数	被害発生率	認知件数	被害発生率	認知件数	被害発生率
30	1251	1.9	56	0.1	5152	7.9	188	0.3
元	1355	2.1	50	0.1	4761	7.3	139	0.3
2	1260	1.9	72	0.1	3995	6.2	159	0.3
3	1330	2.1	58	0.1	4111	6.4	172	0.3
4	1591	2.5	64	0.1	4503	7.0	205	0.3

注 1 警視庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 {被害発生率}は、人口10万人当たりの認知件数（男女別）をいう。
 3 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。
 4 男性の「強制性交等」は、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が施行された平成29年7月13日以降のものである。

- SNS やインターネットの普及により、性的な画像を公表されたり、公表すると脅されたりするなどの性的な被害も増加しており、警察への私事性的画像に係る事案（リベンジポルノ等）の相談件数（全国）は平成29年以降継続して増加してきており、被害者の8割以上が女性となっています。^{※1}



- このように、女性は様々な暴力及び性暴力や性的虐待、性的搾取等による性的な被害を受けることが多く、こうした被害を未然に防ぐことや被害を受けた女性への支援が必要です。

(4) 「予期せぬ妊娠」による困難な問題

- 「予期せぬ妊娠」により、困難な問題を抱えることになる女性は多くいます。「予期せぬ妊娠」は「様々な事情により妊婦やそのパートナーが妊娠を継続することや子どもを産み育てることを前向きに受け止められず、支援を必要とする状況や状態にあること」と定義されています。^{※2}
- 家族からの性暴力やドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）を受けていた、同意なしに性行為をされた、避妊に協力してもらえなかった、避妊に失敗をした等の事情で妊娠し、誰にも相談できずにひとりで悩みを抱える女性がいます。
- 仕事の継続や経済的な問題、暴力、性暴力や性的搾取の性的な被害を受けている状況から逃れられない等の様々な問題を抱えているにも関わらず、妊娠の継続や中絶、

※1 警察庁生活安全局人身安全・少年課、刑事局捜査第一課「令和5年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」

※2 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第13次報告)」

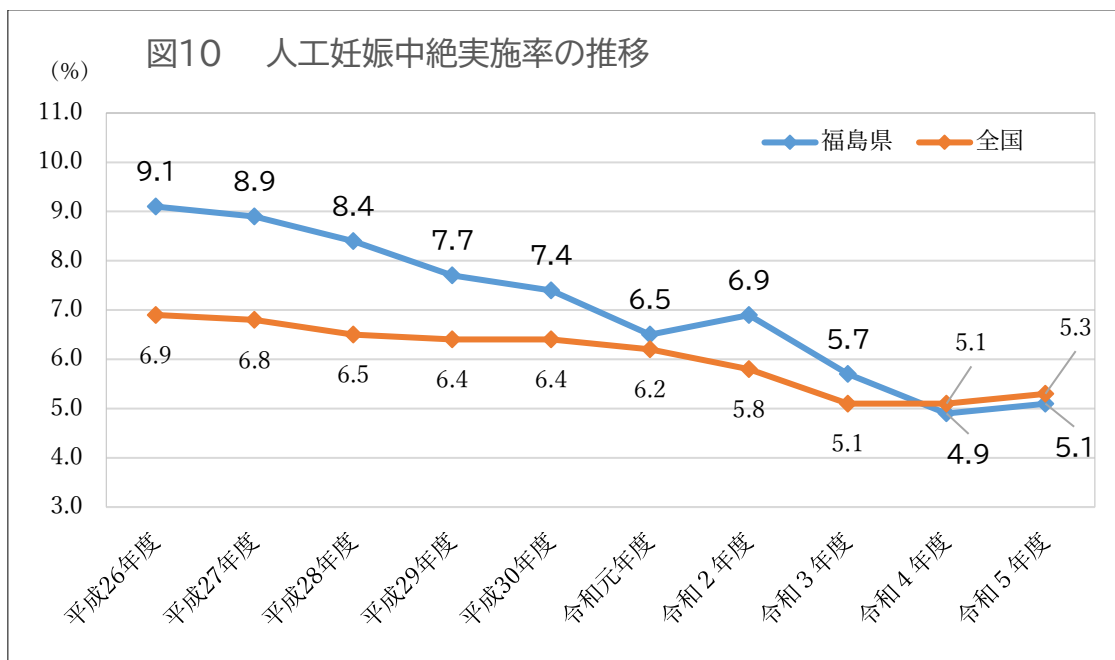
出産に向けた準備等について相談をすることや支援を受けることができない女性がいます。

特に10代での妊娠は「学校を辞めなくてはいけないかもしれない」「怒られるかもしれない」等と、同居している親や家族にも言えずに問題を抱えたまま時間が過ぎてしまうこともあり、深刻な事態を招くこともあります。^{※3}

厚生労働省管轄の会議である「第5回自殺総合対策の推進に関する有識者会議」（令和3年12月6日開催）のヒアリング資料として、日本産婦人科医会から提出された資料によると、妊産婦の自殺に関する調査結果から、妊婦の自殺者数では、妊娠に気づく時期である2か月目が最も多く、「予期せぬ妊娠」が大きな要因と考えられる、とされています。

- こどもの虐待との関連では、「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第20次報告）」によると、心中以外の虐待死で実母が妊娠期・周産期に抱えていた問題として「予期しない妊娠/計画していない妊娠」が最も多い状況にあることから、「予期せぬ妊娠」を継続した（継続せざるを得なかった）場合、妊婦の自殺のリスクや出産したこどもへの虐待のリスクが高まる可能性があります。
- 「予期せぬ妊娠」の結果、産まないことを選択した場合に取らざるをえない対応として、人工妊娠中絶がありますが、人工妊娠中絶は女性にとって身体的にも精神的にも大きな負担となります。

「衛生行政報告例」（厚生労働省）によると、本県の人工妊娠中絶率は、これまで全国平均よりも高い水準で推移していましたが、令和4年度以降全国平均を下回っています。



※3 公益社団法人母子保健推進会議 予期せぬ妊娠に対する相談体制の現状と課題に関する調査研究会 「予期せぬ妊娠に対する相談体制の現状と課題に関する調査研究報告書 平成31年3月」（平成30年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業）

- このように、「予期せぬ妊娠」は女性の精神面、身体面の健康や社会生活上に大きな影響を与え、誰にも相談できないままに女性やそのこどもの生命に関わる深刻な事態となる危険性があり、相談しやすい体制や安心して出産や育児ができる体制を整備していくことが必要といえます。

(5) 困難な問題を抱える若年女性

- 困難な問題を抱える女性の中には、性暴力・性被害、DV、虐待、貧困、いじめ、仕事や学校に行きたくない、親に言えない悩みがある、居場所がない、寂しい、悲しい、辛い、死にたいなど、苦しみの原因が何なのかもよく分からないまま、SOS が出せなかったり、生きづらさを抱えている少女や若い女性たちがいます。
SNS の普及により、居場所のない少女や若い女性が様々な情報とつながって家出をするなどして移動し、暴力や性的搾取等の性的な被害の被害者や、生命に関わる事件の被害者となることもあります。また、「予期せぬ妊娠」により困難な状況となる女性もいます。
- こうした様々な困難を抱えた若年女性については、悩みを抱え込む傾向が強く、相談や支援につながりにくいといわれています。困難な問題を抱える若年女性は、それまでの経験から他者を信用できず、自分の経験や気持ちを言語化することが苦手なことがあります。そのため、「大人」が対応する公的な相談機関に相談することへのハードルを高く感じ、相談できること、支援を受けられること自体を知らないこともあります。
- 困難な問題を抱える若年女性の相談支援を行うためには、当事者からのアプローチを待つだけでなく、支援者側からの声掛けや居場所づくりなど、アウトリーチによる支援が必要とされています。若年層が利用しやすいコミュニケーション方法の活用や、より世代の近い当事者性の高い支援者の関わりが効果的と言われており^{※4}、こうした支援を行っている民間団体と公的機関の連携による支援が必要とされています。

※4 「困難な問題を抱える若年女性の包括的な支援に関する調査研究」ワーキングチーム「困難な問題を抱える若年女性に対する支援スタートアップマニュアル〔第 1.0 版〕令和 4 年 3 月」参照

2 DV被害に関する社会的背景

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

DVは、外部からその発見が困難な家庭内において行われることが多いため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄い傾向にあるため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

本章1（3）に記載したとおり、全国女性の約4人に1人が配偶者からの暴力、約5人に1人が交際相手からの暴力の被害経験があると回答しており、DVセンターにおける相談件数の9割以上が女性からの相談となっています。

また、警察への配偶者からの暴力事案等の相談は増加傾向※5にあり、被害者の性別をみると、令和5年は女性が72.1%、男性が27.9%となっており、図8-1、8-2で記載したDVセンターにおいても、男女別の相談内訳は、令和5年は女性が97.4%、男性2.6%（福島県内のDVセンターの割合も同様）となっています。

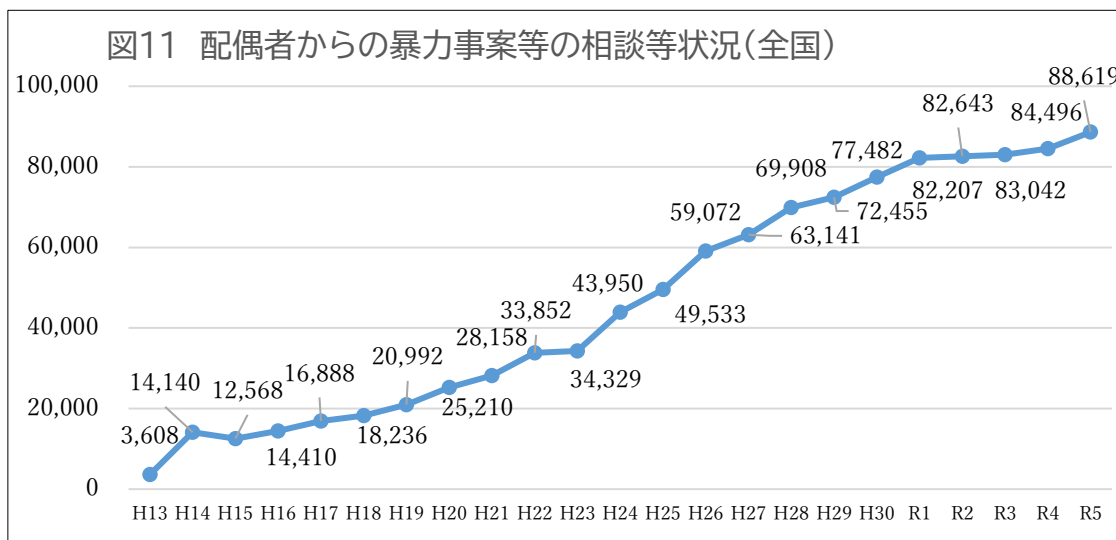
このようにDV被害者は、多くの場合女性であり、配偶者等が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。

一方で、男性からの相談も一定数存在することや同性カップル間の暴力、被害者が男性、外国人、障がい者などの場合があること、暴力の形態には身体的・精神的・経済的・性的なものなど多様な形があり得ることに留意が必要です。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、DVを防止し、被害者を保護するための不断の取組が必要です。

DV被害者が加害者から逃れるには、心理的、経済的な支援に加え、安全を確保するための警察や司法による支援が必要であり、さらに安全に地域で生活するためには、住居の確保、医療、保育所や学校に係る支援等が必要になります。

このような認識に立ち、DVを防止し、被害者を保護し、安全を確保した上で、地域で再び生活するための施策を一層進めていく必要があります。

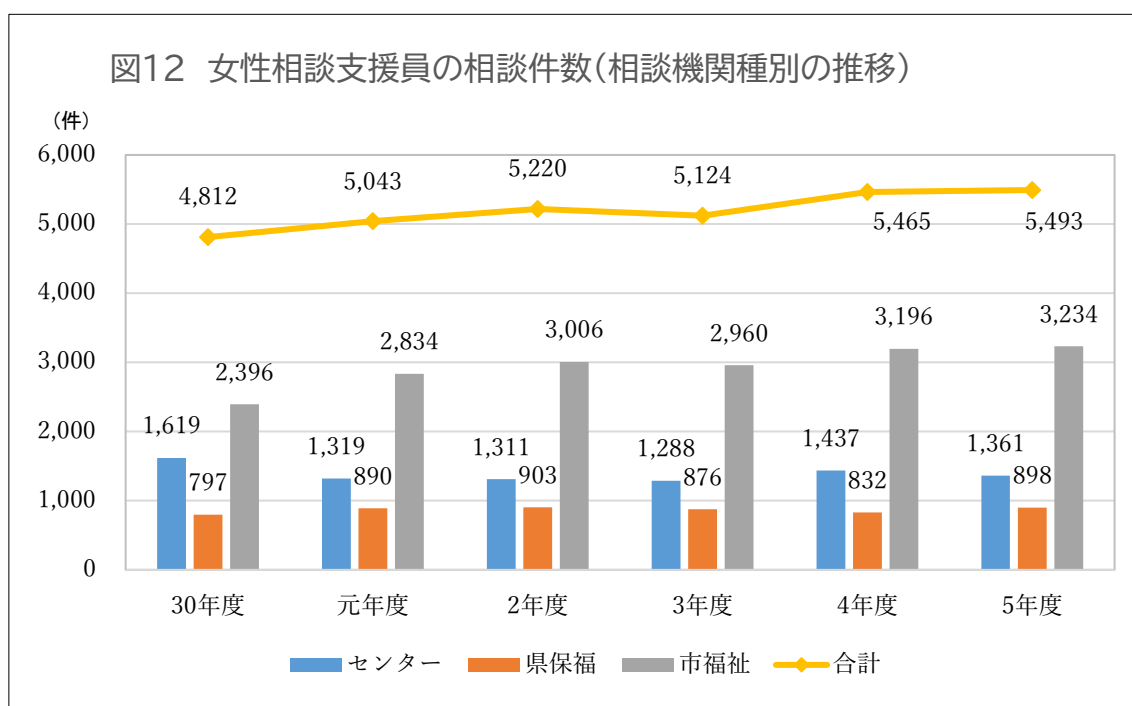


3 福島県全体の相談対応状況

(1) 女性相談支援員による相談対応状況

家族関係の破綻、配偶者等からの暴力、ストーカー被害など、様々な問題を抱える女性への相談対応は、女性センターや県保健福祉事務所、福島市・郡山市・会津若松市・喜多方市・いわき市の各市福祉事務所に配置された女性相談支援員が行っています。

これら相談機関の令和5年度の相談件数は、県全体で5,493件であり、平成30年度の相談件数4,812件に比べて増加傾向にあります。相談機関種類別に相談件数の推移をみると、特に、市福祉事務所での相談件数が、平成30年度の2,396件から、令和5年度には3,234件となり大幅に増加しています。



相談内容（主訴）をみると、令和5年度では「夫等からの暴力」が1,591件で最も多く29.0%を占めています。他に「離婚問題」が1,041件（19.0%）、「家庭不和」が287件（5.2%）、「精神的問題」が409件（7.4%）、「親からの暴力」が110件（2.0%）、「生活困窮」が95件（1.7%）などになっており、近年、同様の傾向で推移しています。

配偶者等からの暴力や性的な被害以外に、家庭の状況に起因する相談や社会・経済的な相談、病気など女性が抱える悩みに関する様々な相談が寄せられています。

表2 相談件数(相談内容:主訴別)

		H30	H31	R2	R3	R4	R5	
人間関係	夫等	夫等からの暴力	1,287	1,322	1,843	1,665	1,813	1,591
		薬物中毒・酒乱	1	3	13	1	2	0
		離婚問題	876	1,121	820	837	875	1,041
		その他（夫等）	231	219	246	222	164	215
	子ども	子どもからの暴力	39	31	50	33	48	23
		養育困難	18	11	10	16	17	16
		その他（子ども）	187	331	199	252	291	279
	親族	親からの暴力	77	101	135	180	167	110
		その他の親族からの暴力	50	27	44	41	43	47
		その他（親族）	177	170	160	170	197	167
	交際相手	交際相手からの暴力	58	40	67	44	34	47
		同性間の交際相手からの暴力	0	0	0	0	1	1
		その他（交際相手）	27	32	23	17	32	28
	その他の者からの暴力	58	35	19	9	21	53	
	男女問題	45	60	44	49	22	12	
	ストーカー	37	18	27	17	25	15	
家庭不和	366	352	361	312	382	287		
その他	346	410	347	471	386	374		
計	3,880	4,283	4,408	4,336	4,520	4,306		
経済問題	生活困窮	119	144	111	90	125	95	
	サラ金・借金	11	9	18	15	18	40	
	求職	48	39	40	47	52	55	
	その他（経済問題）	99	92	122	118	155	188	
	計	277	284	291	270	350	378	
医療問題	病気	28	27	30	70	62	83	
	精神的問題	355	254	314	243	352	409	
	妊娠・出産	33	26	12	23	15	35	
	その他（医療問題）	21	24	24	38	32	51	
	計	437	331	380	374	461	578	
その他	住居問題	146	108	105	117	92	188	
	帰省先なし	72	34	34	27	34	42	
	不純異性交遊	0	0	0	0	0	0	
	売春強要	0	0	1	0	7	1	
	ヒモ・暴力団関係者	0	2	0	0	0	0	
	5条違反	0	0	0	0	0	0	
	人身取引	0	0	1	0	1	0	
	その他	0	1	0	0	0	0	
計	218	145	141	144	134	231		
合計	4,812	5,043	5,220	5,124	5,465	5,493		

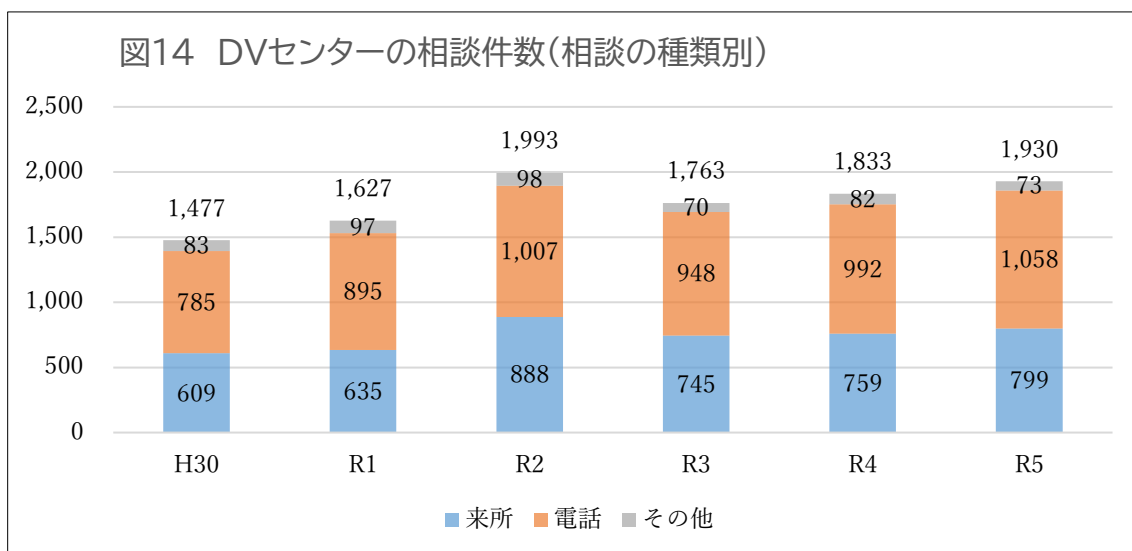
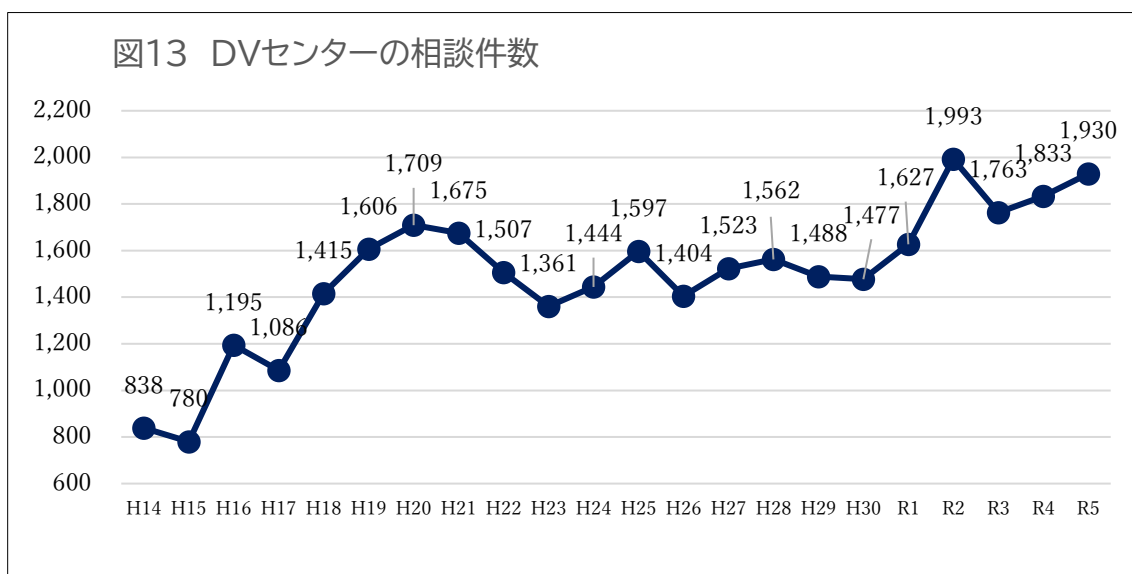
(2) DVセンターによる相談対応状況

DVセンターは県内に9箇所設置しており、女性センター、県保健福祉事務所、男女共生センター、郡山市が相談対応等の業務を行っています。

配偶者等間の暴力に関する令和5年度の相談件数は、県内のDVセンター全体で1,930件であり、令和2年度に次ぐ相談件数となり、近年増加傾向にあります。

また、令和5年度の相談の内訳は、電話1,058件（54.8%）、来所799件（41.4%）、その他73件（3.8%）となっており、例年、電話での相談が半数以上を占めています。

なお、DVセンターによる相談件数は、DVセンターが受け付けたDVに関する相談を集計しており、女性相談支援員による相談件数に含まれています。



(3) 関係機関による相談対応状況

○ SACRAふくしま(性暴力等被害救援協力機関)における相談対応状況

SACRAふくしまは、公益社団法人ふくしま被害者支援センター、福島県産婦人科医会、福島県警察、福島県、福島県教育委員会の五者が連携・協力をして、性暴力等の被害に遭われた方々の支援にあたるネットワークです。

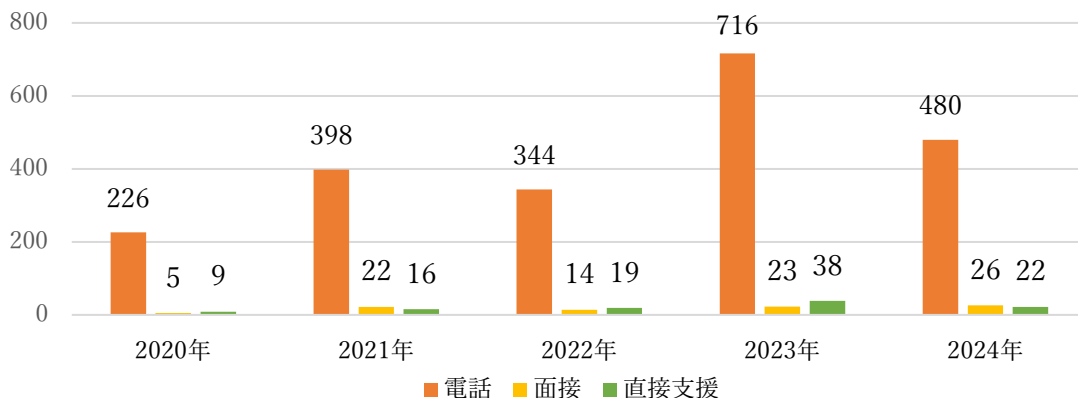
公益社団法人ふくしま被害者支援センターの支援員が性暴力等被害（不同意性交、不同意わいせつのほかDV、性的虐待等を含む。）に関する相談対応を行っていますが、相談者としては、約8割が女性となります。

図15 SACRAふくしまの相談件数

総支援件数 (2024年1~12月) **528件** (うち女性 402件)

■電話 480件 (うち女性 355件) ■直接支援 26件 (うち女性 25件) ■面接 22件 (うち女性 22件)

SACRAふくしま支援状況推移



(出典：SACRAふくしま支援状況推移)

○ 福島県男女共生センターにおける相談対応状況

福島県男女共生センター相談室では、生活全般の悩みや問題について、専門の相談員が電話及び面接において相談を受けていますが、この内7割程度が女性からの相談となっています。

表3 福島県男女共生センター相談室の相談件数

(件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
3年度	81	82	76	109	107	97	105	115	103	104	115	121	1,215
4年度	103	127	123	101	108	95	130	98	78	88	86	129	1,266
5年度	104	95	130	88	137	140	165	141	132	104	113	118	1,467
内訳										3年度	4年度	5年度	
女性										858	825	891	
男性										357	425	538	
その他										0	16	38	

(出典：福島県男女共生センター 相談統計情報)

(4) 民間団体による相談対応状況

- 困難な問題を抱える女性への支援活動を主として行う民間団体の相談件数
困難な問題を抱える女性への支援活動を主として行っている民間団体においても、電話や面接による相談支援を行っており、多様な背景をもつ相談者の対応にあたっています。

表4 女性支援を行う民間団体の相談件数

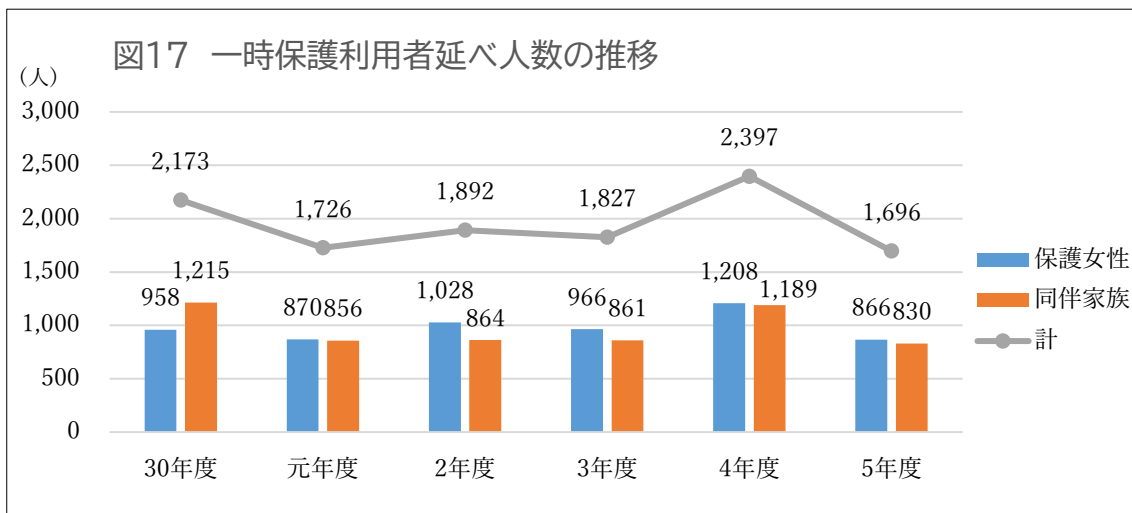
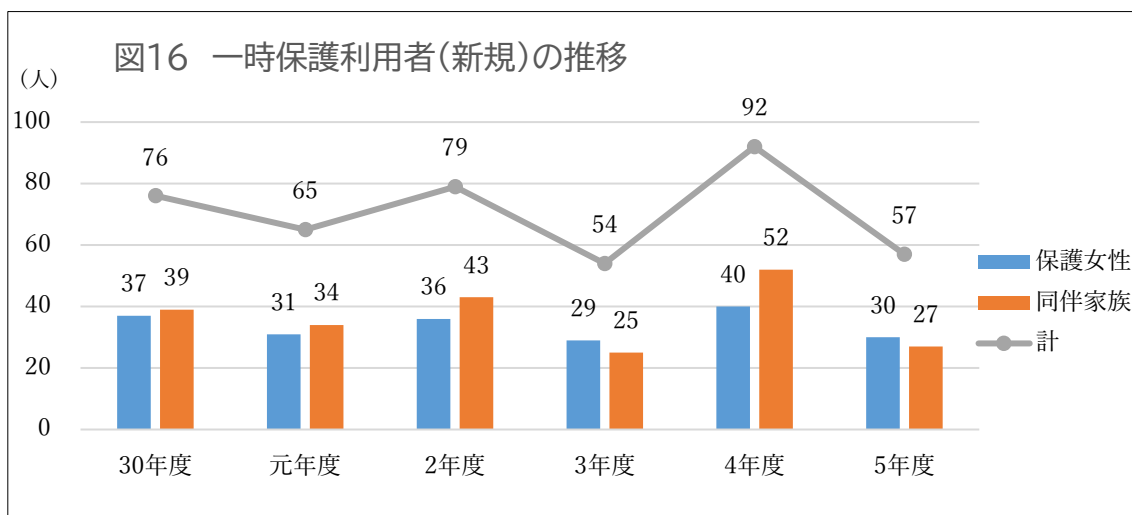
年度	件数	備考
令和4年度	1,056 件	(民間団体 2 箇所)
令和5年度	1,122 件	(同上)

※上記は「東日本大震災による女性の悩み・暴力相談事業」の相談件数を計上している。

4 一時保護の状況

DV被害者等、保護の必要が生じた女性及び同伴家族については、女性センターにおいて一時的に保護し、自立に向けた助言や支援を行っています。なお、一時保護を行う施設の所在地は非公表とされています。

令和5年度の新規の一時保護利用の保護女性は30人で、同伴家族が27人となっています。



※前年度継続者を含む

○ 利用理由

一時保護利用の理由では、「夫等からの暴力」が21人（70.0%）で最も多く、次いで「帰住先なし」4人（13.3%）等となっています。

○ 利用者の年齢区分

一時保護を利用した女性の年齢区分をみると、「30～39歳」9人（30.0%）、次いで「40～49歳」7人（23.3%）となっています。

10代から60代以上まで、幅広い年齢層の女性が利用している状況です。

○ 同伴家族の年齢区分

一時保護を利用した女性の同伴家族の年齢区分をみると、「幼児」が12人（44.4%）、次いで「小学生」が8人（29.6%）となっています。

○ 利用終了後の処遇

一時保護利用終了後の処遇としては、「女性自立支援施設」入所16人（51.6%）で最も多く、次いで「帰宅」8人（25.8%）となっています。

表5 一時保護の利用理由

利用理由	人数	割合
夫等からの暴力	21人	70.0%
帰住先なし	4人	13.3%
子どもからの暴力	1人	3.3%
その他親族からの暴力	1人	3.3%
生活困窮	1人	3.3%
精神的問題	1人	3.3%
その他の者からの暴力	1人	3.3%
合計	30人	100%

表6 一時保護利用者の年齢区分

年齢区分	人数	割合
18～19歳	1人	3.3%
20～29歳	6人	20.0%
30～39歳	9人	30.0%
40～49歳	7人	23.3%
50～59歳	4人	13.3%
60歳以上	3人	10.0%
合計	30人	100%

表7 一時保護利用者の同伴家族の年齢区分

内訳	人数	割合
乳児	5人	18.5%
幼児	12人	44.4%
小学生	8人	29.6%
中学生	1人	3.7%
義務教育終了児	1人	3.7%
18歳以上	0人	0%
合計	27人	100%

表8 一時保護利用終了後の処遇

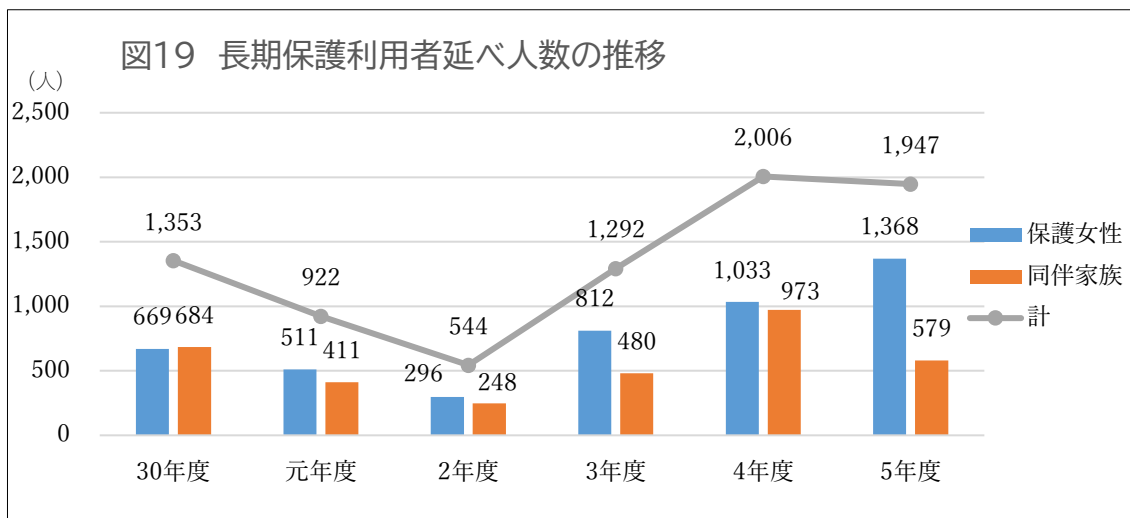
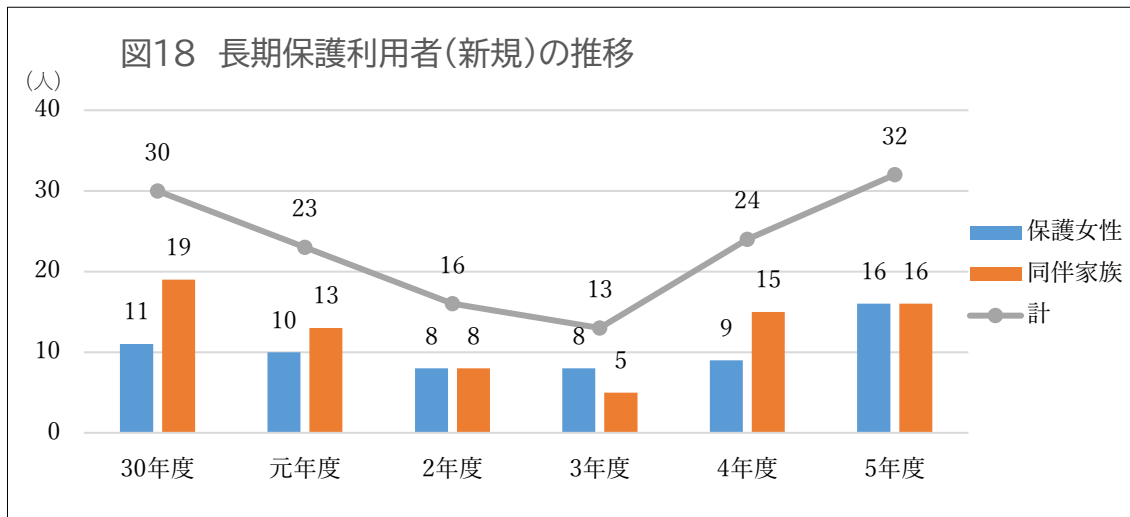
終了時の処遇	人数	割合
女性自立支援施設入所	16人	51.6%
帰郷	2人	6.5%
帰宅	8人	25.8%
自立	2人	6.5%
その他	3人	9.7%
合計	31人	100%

※ 各表の割合の合計は、端数処理のため100%とならない場合がある。

5 長期保護の状況

長期的な保護が必要な女性については、女性自立支援施設（女性センターでの長期保護）への入所となり、自立に向けた生活支援や就労支援を行っています。

令和5年度の新規の施設利用の保護女性は16人で、同伴家族が16人となっています。



※前年度継続者を含む

○ 利用理由

長期保護利用の理由では、「夫等からの暴力」が11人で最も多く、次いで「帰住先なし」が3人となっています。

○ 利用者の年齢区分

長期保護を利用した女性の年齢区分をみると、「40～49歳」が7人、次いで「20～29歳」が3人となっています。

○ 同伴家族の年齢区分

長期保護を利用した女性の同伴家族の年齢区分をみると、「乳幼児」が7人と最も多くなっています。

○ 利用期間

長期保護を利用した期間は、「1月以上2月未満」が6人、次いで「1月未満」が5人となっています。

○ 利用終了後の処遇

長期保護利用終了後の処遇としては、「自立」が8人と最も多くなっています。

表9 長期保護の利用理由

利用理由	人数	割合
夫等からの暴力	11人	68.8%
帰住先なし	3人	18.8%
その他親族からの暴力	1人	6.3%
その他の者からの暴力	1人	6.3%
合計	16人	100%

表10 長期保護利用者の年齢区分

年齢区分	人数	割合
18～19歳	2人	12.5%
20～29歳	3人	18.8%
30～39歳	2人	12.5%
40～49歳	7人	43.8%
50～59歳	1人	6.3%
60歳以上	1人	6.3%
合計	16人	100%

表11 長期保護利用者の同伴家族の年齢区分

内訳	人数	割合
乳幼児	7人	43.8%
小学生	5人	31.3%
中学生	2人	12.5%
義務教育終了児	2人	12.5%
合計	16人	100%

表12 長期保護利用者の利用期間

年齢区分	人数	割合
1月未満	5人	31.3%
1月以上2月未満	6人	37.5%
2月以上3月未満	2人	12.5%
3月以上6月未満	1人	6.3%
6月以上1年未満	2人	12.5%
合計	16人	100%

※前年度継続者を含む

表13 長期保護利用終了後の処遇

終了時の処遇	人数	割合
自立	8人	31.3%
社会福祉施設等入所	5人	50.0%
帰郷	2人	12.5%
その他	1人	6.3%
合計	16人	100%

※ 各表の割合の合計は、端数処理のため100%とならない場合がある。

6 民間団体の活動状況

県内で、困難な問題を抱える女性への支援活動を主として行っている民間団体は、2団体あります。活動内容は、非配偶者を含めたDV被害やストーカー行為、失業等による経済的困窮などの問題を抱える女性の支援です。支援方法は、電話や面接による相談支援やシェルターの提供、自立のための生活支援や同行支援などです。年間相談件数は、令和5年度の2団体全体で1,122件（再掲）あり、県外在住者や外国籍の女性も含め、多様な背景をもつ相談者の対応にあたっています。

また、この他にこども食堂やひきこもり支援などの活動の中で女性支援を行っている民間団体もあります。

保護が必要な女性であって、行政が行う一時保護の利用は希望しない女性などを受け入れるシェルターの運営等にあたっては、会員からの会費や寄付金等を主な財源としていますが、民間団体が安定した活動を継続できるための財源や活動に携わる人材の確保が課題となっています。法施行後は、困難な問題を抱える女性の安全確保や自立支援のため、民間団体が運営するシェルターのニーズはこれまで以上に高まっていくと考えられます。

表14 困難な問題を抱える女性の支援活動を主として行う民間団体

団体名	所在地
認定NPO法人 ウィメンズスペースふくしま	郡山市
いわきふれあいサポート	いわき市

表15 民間団体の支援状況・シェルター利用実績等

認定NPO法人 ウィメンズスペースふくしま				
	支援人数	(うち同伴児)	シェルター 利用日数	備考
令和4年度	6名	0名	129日	
令和5年度	10名	3名	158日	
いわきふれあいサポート				
	支援人数	(うち同伴児)	シェルター 利用日数	備考
令和4年度	39名	15名	157日	緊急一時保護を含む
令和5年度	25名	7名	51日	緊急一時保護を含む

※ シェルター利用者には、自立した生活に向けての支援、面接相談、物資の提供（食料品、生活用品）等を行っている。

第3章 計画の基本理念・基本目標

1 基本理念

女性の人権が尊重され、女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害、不安定な就労状況や経済的困窮、DVや予期せぬ妊娠による困難な状況など、様々な困難に直面することが多くあります。

県は、女性の人権の尊重について社会全体の認識を深め、市町村や民間団体・関係機関と連携し、困難な問題を抱える女性が相談につながり、それぞれの意思が尊重されながら最適な支援を受けることができる体制を構築します。

また、こうした女性とともに生活する児童についても人権を尊重し、学習や生活に関する最適な支援が行われるよう、児童福祉、教育の施策と連携しながら、相談支援体制を構築します。

2 基本目標

1 女性の人権を尊重し、暴力を許さない意識の醸成

- 人格形成過程において、人権の尊重や男女平等、性と生殖に関する健康と権利などの教育を充実するとともに、あらゆる年代層において意識の醸成が図られるよう、啓発を行います。
- 支援を必要としている対象者が自分自身の問題に気づき、必要な支援につながるよう、啓発活動を行います。
- DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるとの認識を深め、あらゆる機会を捉えて暴力防止に向けた普及啓発を行います。
- 暴力を許さない社会の実現のため、暴力の防止、通報や相談への対応、保護、自立支援等多くの段階にわたって、県、市町村、地域が連携・協力して、様々な年齢層に対する意識づくりを進めます。

2 安心して相談できる支援体制の充実

- 困難な問題を抱える女性やDV被害者を発見した市町村や民間団体・関係機関が、必要に応じ、女性センターやDVセンター、福祉事務所、警察等の支援機関と情報共有しやすいよう、個人情報の取扱いを含む具体的な対応方法や連携の仕組みづくりを進めます。
- 支援対象者にとって最も身近な相談機関として、市町村に相談窓口や、DVセンターの設置を促進します。
- DVに関する相談に適切に対応できるよう、相談機能の充実を図るとともに、DVセンター等の相談機関は、被害者の支援にあたり総合的で継続性をもった支援ができるようソーシャルワーク機能を充実させます。

3 困難な問題を抱える女性やDV被害者の安全な保護の実施

- 困難な問題を抱える女性やDV被害者の安全確保が最優先課題であることを認識し、市町村や民間団体・関係機関が連携し、情報管理の徹底や被害者の状況に配慮しながら、保護を実施します。
- 支援対象者の多様なニーズへの対応が可能となるように保護体制を充実します。
- 保護命令や被害者の安全を確保するその他の措置が適切になされるよう、関係機関が連携して被害者の安全な保護に取り組みます。

4 困難な問題を抱える女性やDV被害者の自立を支援する環境の整備

- 困難な問題を抱える女性やDV被害者が地域で再び自立して生活していけるよう、市町村や民間団体・関係機関と連携し、総合的な支援体制を整備します。

3 施策体系

			◎主となる機関
基本目標	実施項目	実施施策	担当機関
I 女性の 人権を尊重し、暴力を許さない意識の醸成	1 女性の人権の尊重や男女平等意識の醸成を図るための教育・啓発	(1) 小学校・幼稚園・保育所等における性や人権・命に関する教育の推進 (2) 中学校・高等学校等における性や人権・命に関する教育の推進 (3) 県民に向けた啓発・広報の実施	◎教育庁 ◎こども未来局 ○市町村 ○生活環境部
	2 支援を必要とする女性等への啓発と相談窓口等の周知	(1) 相談窓口の周知とアウトリーチを含めた多様な支援 (2) 相談支援につながる居場所の提供 (3) 外国籍の女性やDV被害者、障がいのある方、性自認が女性であるトランスジェンダーの方等への支援についての啓発 (4) 男性や同性カップル間に起きるDV被害についての普及啓発	◎こども未来局 ○県保健福祉事務所 ○市町村 ○生活環境部
II 安心して相談できる支援体制の充実	1 市町村における相談支援体制の充実	(1) 相談窓口の設置 (2) 女性相談支援員の配置 (3) 各法律に基づく基本計画の策定 (4) DVセンターの設置 (5) 民間団体・関係機関との連携 (6) 各法律に基づくネットワークの構築	◎市町村

II 安心して相談できる支援体制の充実	2 県保健福祉事務所における支援の充実	(1) 女性相談支援員による相談対応 (2) 必要な支援の検討 (3) 対応方針の決定 (4) 組織の相談対応力の向上 (5) 市町村への支援・調整 (6) 民間団体・関係機関との連携 (7) 保護の検討・調整	◎県保健福祉事務所
	3 女性センターにおける支援の充実	(1) 県保健福祉事務所等への支援 (2) 女性相談支援員等の相談対応能力向上のための研修の充実 (3) 専門家等による助言等 (4) 民間団体・関係機関との連携	◎女性センター
	4 女性支援等を行う民間団体の活動の充実	(1) 民間団体の強みを生かした支援 (2) 県・市町村・関係機関との連携強化等	◎民間団体 ○こども未来局 ○女性センター ○県保健福祉事務所 ○市町村 ○関係機関
	5 関係機関における支援	(1) 医療機関による支援 (2) 弁護士会による支援 (3) 民生委員・児童委員・人権擁護委員等各相談員の協力 (4) 警察による支援 (5) 児童相談所による支援 (6) その他関係機関による支援	○関係機関 ○地域支援団体等 ○児童相談所 ○警察本部
	6 DVセンターにおける支援	(1) DVセンター機能の充実 (2) DVセンターと関係機関との連携 (3) 市町村における相談体制整備への支援	◎DVセンター ○こども未来局 ○市町村
	7 県における全体調整	(1) 関係機関との情報共有及び協議 (2) 関係機関との連携による支援の充実	◎こども未来局

Ⅲ 困難な問題を抱える女性やDV被害者の安全な保護の実施	1 困難な問題を抱える女性の保護	(1) 安全な移送の確保 (2) 保護・緊急避難の実施 (3) 同伴児童に対する配慮 (4) 県内の一時保護委託先の拡充及び民間団体等との連携 (5) 県域を越えた一時保護の検討 (6) 迅速な苦情解決体制の整備 (7) 女性センターにおける支援体制の検討 (8) 個別支援のための計画策定の在り方に関する検討	◎女性センター ◎県保健福祉事務所 ○市町村 ○警察本部 ○児童相談所 ○民間団体
	2 困難な問題を抱える女性やDV被害者への法的手続きへの支援	(1) 生活再建、安全確保のための法的手続きの周知 (2) 追跡や加害行為があり、安全確保が必要な場合の警察の対応 (3) 法的手続きが必要な場合の女性センターや女性相談支援員の対応	◎女性センター ○警察本部 ○生活環境部 ○関係機関
	3 保護命令制度等司法手続きについての支援	(1) 保護命令等司法制度の周知 (2) 保護命令の通知を受けた場合の警察の対応 (3) 保護命令の通知を受けた場合のDVセンターの対応	◎DVセンター ◎警察本部 ○こども未来局 ○生活環境部
	4 困難な問題を抱える女性やDV被害者の心身の回復への支援	(1) 医学的・心理学的支援の充実 (2) 医療費に関する手続きの支援	◎女性センター ○医療機関 ○県保健福祉事務所 ○市町村
	5 同伴児童への支援	(1) 同伴児童への心身のケア (2) 同伴児童の学習の支援	◎女性センター ○児童相談所 ○医療機関
	6 多様な背景を持つ困難な問題を抱える女性やDV被害者への支援	(1) 困難な問題を抱える外国籍の女性への支援 (2) 障がいのある方への支援 (3) 性自認が女性であるトランスジェンダーの方等への支援 (4) 男性や同性カップル間のDV被害への支援	○女性センター ○民間団体 ○県保健福祉事務所 ○生活環境部

IV 困難な問題を抱える女性やDV被害者の自立を支援する環境の整備	1 女性センターにおける支援	(1) 日常生活の回復支援 (2) 外国籍の女性への対応 (3) 自立生活準備のためのケースマネジメント	◎女性センター ○関係機関 ○生活環境部
	2 就労の支援	(1) 就労に向けた支援 (2) 職業訓練の実施	◎女性センター ○こども未来局 ○商工労働部 ○関係機関
	3 地域での生活に向けた支援	(1) 住宅の確保 (2) 生活保護 (3) 生活困窮者自立支援事業 (4) 健康保険 (5) 保育所等の子育て支援 (6) 住民基本台帳の閲覧等の制限 (7) 母子生活支援施設の利用 (8) 地域における活動支援 (9) 地域において援助にかかわる専門家との連携	◎女性センター ○民間団体 ○市町村 ○県保健福祉事務所 ○土木部 ○保健福祉部 ○こども未来局 ○関係機関
	4 同伴児童への支援	(1) 同伴児童への心身のケア (2) 就学支援と安全確保	◎女性センター ○教育庁 ○市町村 ○児童相談所
	5 地域におけるアフターケア	(1) 県保健福祉事務所及び女性相談支援員配置市等によるアフターケア (2) 市町村による支援 (3) ひとり親家庭への支援 (4) 地域の外国籍の女性への支援 (5) その他関係機関による支援	◎女性センター ◎市町村 ◎県保健福祉事務所 ○民間団体 ○関係機関 ○こども未来局 ○生活環境部

第4章 具体的な施策

1 基本目標Ⅰ「女性の人権を尊重し、暴力を許さない意識の醸成」

1 女性の人権の尊重や男女平等意識の醸成を図るための教育・啓発

ア 現状と課題

- 「男女共同参画・女性の活躍促進に関する意識調査」（令和2年3月福島県）の結果から今後も男女共同参画社会の実現に向けて、更に男女共同参画意識の普及啓発を図りながら、男女が共に働きやすい就業環境の整備、男性の家事・育児・介護への参画に関する理解促進、育児・介護施設やサービスの整備、働き方の見直し、女性人材の育成、性自認が女性であるトランスジェンダーの方等への理解促進などの課題に引き続き取り組む必要があります。
- 「令和5年版 犯罪白書」による強制性交等・強制わいせつの認知件数を男女別に見ると、女性が性犯罪被害者となる件数が圧倒的に多い状況であり重大な人権侵害である性犯罪が起こらないよう社会全体で取り組む必要があります。
- 人工妊娠中絶実施率の推移をみると、徐々に減少しているものの、本県は全国平均より高い状況にあります。特に若年女性においては、誰にも相談しないまま出産し、子どもの遺棄や児童虐待の加害者となった事例も全国で報告されています。そのため、小・中学校、高等学校等において、生と性に対する理解を深めるための教育をさらに充実させるとともに、人権意識を高めるための教育機会を拡充し、男女が互いに尊重しあうような意識づくりが必要です。
- 女性の人権を尊重し、女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現を目的とした新たな法の下、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害、不安定な就労状況や経済的困窮、予期せぬ妊娠による困難な状況など、様々な困難に直面することが多くあり、支援が必要であることを広く普及啓発し、社会全体で意識の醸成が図られるよう、県民への啓発を進めることが必要です。
- DV防止のためには、人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことが必要です。
- DVは、加害者は自らの暴力行為を犯罪となり得る重大な人権侵害とは認識せずに暴力を繰り返す傾向がある一方で、被害者は暴力を受けても我慢しなければならないと考え、耐えてしまう傾向があります。DVを含む暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるという認識が、被害者本人にも届き、相談や支援に繋がるよう広く普及啓発を行っていくことが重要です。
- DVは家庭内の問題であり、当事者同士で解決することは難しいため、被害者の周囲の人々がDVについての認識を深め、相談しやすい環境づくりが必要です。
- DV防止には、暴力を許さない社会の実現が不可欠であり、家庭、地域、職場、学校などあらゆる分野においてDVが犯罪となる行為を含む、重大な人権侵害であるという認識を深める教育や研修、啓発が必要です。

○DV被害者に対し、相談や避難、法的手続き、生活の再建への支援等、問題を解決するための様々な制度の周知に努めることも重要です。

イ 施策の方向（◎教育庁、◎こども未来局、市町村、生活環境部）

(1) 小学校・幼稚園・保育所等における性や人権・命に関する教育の推進

児童の発達段階に応じ、命の大切さや体のしくみなど、生命尊重、人権尊重、男女平等、男女の相互理解と協力の重要性について教育の推進を図ります。

(2) 中学校・高等学校等における性や人権・命に関する教育の推進

生徒の発達段階に応じ、10代の予期しない妊娠や性感染症の拡大を防止など、生命尊重、人権尊重、男女平等、男女の相互理解と協力の重要性について教育の推進を図ります。

(3) 県民に向けた啓発・広報の実施

- ・ 県は、女性が女性であることにより直面する多様な困難やDV被害の状況とその支援等について、また相談窓口や活用できる様々な制度について広報誌やテレビ・ラジオ・新聞等のマスメディア、ホームページ等を活用して、広く県民に対して啓発・広報を行います。
- ・ 市町村は、地域住民に対する啓発・広報のため、広報誌等を活用した周知や困難な問題を抱える女性やDV被害者への支援に関する講演会・研修を実施します。
また、地域の自治会・町内会・PTAなど各種団体の研修会の機会を捉えて啓発・広報を行います。

2 支援を必要とする女性等への啓発と相談窓口等の周知

ア 現状と課題

○支援を必要としながらも、虐待やDV被害を含む暴力、性暴力、性的搾取などの性的な被害等の過去の経験から、他者との信頼関係を築くことが難しく、支援につながりにくい女性もいることから、女性の人権が尊重され、安心して暮らすための支援を受けることができることについて普及啓発することが必要です。

○相談に至っていない女性に対し、気軽に立ち寄れる居場所を提供し、支援につながる関わりをつくるため、行政機関等から民間団体への委託等による事業の実施が求められていますが、県内では実施可能な民間団体が少ない現状から、女性を支援する団体だけではなく、「居場所の提供」を実施している民間団体等と連携する取組が必要です。

○県内で暮らす外国籍の女性やDV被害者が、言語や慣習等が壁となり、相談や支援に関する情報を得ることができていない可能性があります。支援につながりにくい障がいのある方や性自認が女性であるトランスジェンダーの方等に対して、暴力や性的な被害、経済的困窮、妊娠や性に関する問題についての相談窓口や支援制度を周知する必要があります。

○DV被害は女性だけに限らず、男性や同性間のカップルでも起きうることです。しかし、「男性が被害を受けるはずはない」という思い込みや、「男らしさ」のイメージの

ために困難な状況にあっても相談することができないなどのジェンダーバイアスがあるため、相談につながりにくく、社会での理解も得られにくい状況があります。また、同性間のカップルについても、パートナーシップ制度が導入されるなど、社会での理解は進みつつあるものの、異性間のカップルと同様にDV被害が起きうることまでの理解は浸透していません。そのほかの多様な状況にある被害者の状況を含め、男性や同性間のカップルなどでもDV被害が起きうることを周知する必要があります。

イ 施策の方向（◎こども未来局、県保健福祉事務所、市町村、生活環境部）

(1) 相談窓口の周知とアウトリーチ^{※1}を含めた多様な支援

幅広い年齢層の女性に相談窓口や活用できる制度等が伝わるよう、広報誌やマスメディアのほかに SNS やインターネット等を活用するなど、様々な方法を使用して周知していきます。

また、アウトリーチによる支援について、先進地の取組の情報を収集するなどし、本県での取組について研究していきます。

(2) 相談支援につながる居場所の提供

相談支援につながる居場所について、女性支援に取り組む民間団体を援助するとともに、こども食堂や貧困対策における居場所支援の取組と連携することにより、支援を必要とする女性の相談支援につながる居場所の確保と提供に努めます。

(3) 外国籍の女性やDV被害者、障がいのある方、性自認が女性であるトランスジェンダーの方等への支援についての啓発

- ・ 外国籍の女性やDV被害者が、相談や支援に関する情報を得ることができるよう多言語による周知や、外国籍女性を対象とした人身取引被害の相談窓口や制度についても普及啓発を行います。
- ・ 障がいのある女性が適切な支援を受けることができるよう、相談窓口や支援制度について、わかりやすい表現を用いた方法で周知や普及啓発を行います。
- ・ 人の性自認や性的指向は多様であることの認識を持ち、性自認が女性であるトランスジェンダーの方等への支援について、相談窓口等の周知を行います。

(4) 男性や同性カップル間に起きるDV被害についての普及啓発

- ・ DV被害は男性や同性カップル間でも起きうることにについて普及啓発し、相談窓口等の周知を行います。

※1 アウトリーチとは、必要としている人に必要なサービスを届けること。特に社会福祉の分野では、必要な助けが届いていない人に対し、行政や支援機関が訪問支援などでアプローチを行うプロセスのことを指す。

2 基本目標Ⅱ「安心して相談できる支援体制の充実」

1 市町村における相談支援体制の充実

ア 現状と課題

- 貧困、DVを含む暴力被害、性暴力や性的虐待、性的搾取などの性的な被害、障がいや疾病など、困難な問題を抱える女性やDV被害者への支援を行うには、本人を中心にその意思を尊重しながら、多機関の連携による支援が必要です。
- 困難な問題を抱える女性支援のための施策を行うことは市町村の責務とされており、最も身近な相談窓口である市町村において、相談対応や支援に取り組んでいく必要があります。また、DV防止法第3条第2項において、市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、DVセンターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとされており、設置に取り組んでいく必要があります。
- 市町村は、法第8条第3項における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「市町村基本計画」という。）の策定や法第15条第1項における支援調整会議の設置に努めるとされています。また、市町村は、DV防止法第2条の3第3項において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「市町村DV防止基本計画」という。）を定めるよう努めなければならないとされているほか、同法第5条の2第2項においてDV防止及び被害者の支援に関わる関係者の協議会（以下「協議会」という。）が設置できるとされています。これらのことから、市町村は、困難な問題を抱える女性への支援や、DV防止及び被害者の支援に関わる関係機関とのネットワークを形成し、相談支援体制を整えることが求められています。
- 法第11条第2項の規定において、市町村は女性相談支援員を置くように努めるとされましたが、女性相談支援員が配置されている市福祉事務所（以下「女性相談支援員配置市」という。）は5か所（うちDVセンターの機能を有するのは1か所）のみとなっており、専門的技術を有する女性相談支援員の配置が必要です。

イ 施策の方向（◎市町村）

(1) 相談窓口の設置

市町村は、支援対象者の最も身近な相談先として、困難な問題を抱える女性やDV被害者の相談窓口を設置します。

相談窓口では、女性やDV被害者が抱える多様化、複雑化し複合化した問題に対し、意思を尊重しながら、自立に向け包括的で切れ目のない支援を行っていきけるよう、必要に応じ、支援対象者の状況や意向を確認した上で、福祉、保健医療、労働、住まい及び教育等の施策の活用を図るため、市町村の関係部署や民間団体、関係機関との支援に係る調整、県保健福祉事務所、女性センター等への繋ぎを行います。

(2) 女性相談支援員の配置

市町村は、住民にとって最も身近な行政主体として、積極的な取組を行うことが求められていることを踏まえ、困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立つ

て相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な支援を行う女性相談支援員の配置に努めます。

(3) 各法律に基づく基本計画の策定

- ・ 市町村は基本方針に即し、かつ、県基本計画を勘案して、市町村における困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針や施策の実施内容に関する事項等を定める市町村基本計画の策定に努めます。
- ・ 市町村は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関するDV防止基本計画の策定に努めます。
- ・ 両計画の策定にあたっては、市町村の実情に応じ、より効果的な施策を実施するため、一体化による策定を進めるとともに、関連する他の計画（男女共同参画社会基本法に基づく計画等）においても、一体化した計画とすることも可能です。

(4) DVセンターの設置

- ・ 市町村は、DV被害者にとって最も身近な場所で、継続的な相談や、住民票などの異動・生活保護の手続き等の複数の手続きの一元化、同行支援等など、被害者の立場に立ったワンストップ支援を行うことができるよう、DVセンターを設置するよう努めます。
- ・ 市町村は、DVセンターとしての機能を果たすことが出来る施設を指定することで、DVセンターを設置することが可能です。

(5) 民間団体・関係機関との連携

- ・ 民間団体による支援活動の特長を生かしつつ、自主性を尊重しながら協働して困難な問題を抱える女性やDV被害者への支援を行えるよう配慮していきます。また、民間団体に対し、必要な援助を行うよう努めます。
- ・ 多様化、複雑化し複合化した困難な問題を抱える女性やDV被害者を支援するため、関係機関の支援制度や支援の取組の活用について調整していけるよう、市町村の区域を管轄する関係機関との緊密な連携確保を図ります。また、支援対象者の状況や意向を確認の上、必要な支援に係る機関等への繋ぎを行います。

(6) 各法律に基づくネットワークの構築

- ・ 困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、支援に関わる関係機関等とのネットワークを構築し、支援に必要な情報の交換や支援の内容に関する協議を行う支援調整会議の設置に努めます。
- ・ DV防止及び被害者の支援を適切かつ円滑に行うため、支援に関わる関係機関等による協議会の設置に努めます。
- ・ 支援調整会議及び協議会は、法第15条第5項及びDV防止法第5条の3により、構成員に対し守秘義務を設けており、支援を必要とする女性やDV被害者の個人情報を含む情報を共有できるとされています。
- ・ 両会議の設置にあたっては、市町村の実情に応じ、より効果的な連携による支援を行うため、一体的に設置することを進めるとともに、関連する他の会議（児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会等）と一体化することも可能です。

2 県保健福祉事務所における支援の充実

ア 現状と課題

- 県保健福祉事務所は、女性相談支援員配置市以外の市町村の女性からの相談に対し、女性相談支援員が職員と連携して対応しているほか、DVセンターとしてDV被害者の相談支援を行っています。
- 県保健福祉事務所は、困難な問題を抱える女性への支援が市町村の責務とされたことに伴い、女性やDV被害者からの相談対応に加え、相談窓口を設置する市町村での対応が難しい相談への助言や所管地域における関係機関との広域的な連携のほか、市町村の努力義務とされる女性相談支援員の配置やDVセンターの設置、市町村基本計画・市町村DV防止基本計画の策定、支援調整会議・協議会の設置等に向け支援していく必要があります。
- また、市町村支援にあたって、女性相談支援員に高い専門的技術の確保が求められるため、県保健福祉事務所における相談支援体制の強化が必要になります。

イ 施策の方向（◎県保健福祉事務所）

(1) 女性相談支援員による相談対応

県保健福祉事務所の女性相談支援員は、困難な問題を抱える女性の発見に努め、その意思を尊重しながら、多様化、複雑化し複合化した困難な問題に対し、包括的で切れ目のない支援を行っていきけるよう、丁寧な相談対応を行った上で、アセスメントを行い、支援対象者の課題や背景等の内容を整理します。

(2) 必要な支援の検討

支援対象者本人の意思を最大限に尊重しながら支援方針の検討等を進めます。

支援の検討にあたっては、必要に応じ、支援対象者の状況や意向を確認した上で、福祉、保健医療、労働、住まい及び教育等の施策の活用を図るため、県出先機関や民間団体、関係機関と支援に係る調整を行うほか、女性センターや外部の専門家からの助言等を受けるなど、専門的技術に基づいて必要な支援を行います。

(3) 対応方針の決定

一時保護の必要性の判断や各種制度による支援を行う必要があると判断した場合には、支援対象者の状況や意向を確認した上で、関係機関と連絡調整を行い適切な支援に繋がります。

(4) 組織の相談対応力の向上

女性相談支援員や女性相談担当職員（女性相談事業等を担当する行政職員のことをいう。）に対し、相談支援のスキルアップのため、女性センターと連携し研修や情報交換、外部の専門家も含めたスーパーバイズ的機會を作り、相談機能の充実を図ります。

(5) 市町村への支援・調整

市町村からの困難な問題を抱える女性やDV被害者に係る相談等に対し、専門的技術に基づく助言等の必要な支援を行います。

県保健福祉事務所は、県及び女性センターと連携し、市町村における女性相談支援員の配置を促進するほか、市町村基本計画・市町村DV防止基本計画の策定や支援調整会議・協議会設置を支援するため、必要な情報の提供や研修等を行います。

さらに、児童虐待対応と連携した対応をするため、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会へのDVセンター及び福祉事務所の参画を進め、こどもと家族に関する情報や支援方法を共有し、関係機関の連携を図ります。

(6) 民間団体・関係機関との連携

多様化、複雑化し複合化した困難な問題を抱える女性や、DV被害者を支援するため、関係機関の支援制度等の活用や、民間団体との協働について調整していけるよう、地域を管轄する関係機関と緊密な連携確保を図ります。また、支援対象者の状況や意向を確認の上、必要な支援に関係する機関等への繋ぎを行います。

(7) 保護の検討・調整

支援対象者の状況に応じ、一時保護の検討を行います。また、保護が必要だと判断した際には、本人の意思を尊重しつつ、女性センター等の保護機関と最適な支援を行えるよう調整を行います。

3 女性センターにおける支援の充実

ア 現状と課題

○女性相談支援員は、法第11条第1項の規定において、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行うとともに、DV防止法第4条の規定において、DV被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができるとされています。

○女性センターでは、女性相談支援の機能向上のための研修会を実施しています。また、困難な相談に対応するため、県が配置する女性相談支援専門員の助言等を受け、県保健福祉事務所や市が配置した女性相談支援員へのスーパーバイズ（助言指導）を行う体制としています。

イ 施策の方向（◎女性センター）

(1) 県保健福祉事務所等への支援

県保健福祉事務所や市町村の女性相談支援員が孤立することがないように、女性センターは当該女性相談支援員の業務をサポートするとともに、女性やDV被害者が抱える問題への対応は様々な社会資源の活用が必要になることから、助言・指導等のスーパーバイズを行います。

県と連携し、県保健福祉事務所が行う、市町村における女性相談支援員の配置促進や、市町村基本計画・市町村DV防止基本計画の策定及び支援調整会議・協議会設置に向けた研修開催等を支援します。

(2) 女性相談支援員等の相談対応能力向上のための研修の充実

法制度をはじめとした社会資源の利用方法や、関係機関との連携のとり方、心理的援助の技法・技術の向上及び二次被害を防止するための研修など、女性相談支援員や

女性相談担当職員が具体的な業務を遂行する中で特に専門性を必要とする内容を中心に研修の充実を図ります。

(3) 専門家等による助言等

福島県弁護士会と定期的に懇談会を開催し、困難な問題を抱える女性への対応について意見交換を行うことに加え、弁護士からの技術的助言を受ける体制を整えるなど、連携を図ります。

また、福祉、法律及び医療の専門家である女性相談支援専門員から助言を受けることにより、相談対応力の充実を図ります。

(4) 民間団体・関係機関との連携

多様化、複雑化し複合化した困難な問題を抱える女性やDV被害者を支援するため、関係機関の支援制度等の活用について調整していけるよう、県内を管轄する関係機関と緊密な連携確保を図ります。また、支援対象者の状況や意向を確認の上、市町村等から相談があった案件を含め、必要な支援に関係する機関等への繋ぎを行います。

民間団体による支援活動の特長を生かしつつ、自主性を尊重しながら協働して困難な問題を抱える女性への支援を行います。

4 女性支援等を行う民間団体の活動の充実

ア 現状と課題

- 困難な問題を抱える女性やDV被害者は、それまでの経験から支援者との信頼関係を築くことが難しかったり、支援を受けられること自体に気づかなかつたりするなど、自ら相談し支援を受けることが困難な場合があるため、相談へのハードルを低くし、相談しやすい体制を作る必要があります。
- 法第13条第1項の規定において、県は民間団体と協働し、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行等の方法により、困難な問題を抱える女性の発見やその他の支援に関する業務を行うものとされています。また、DV防止法第3条第6項の規定において、DVセンターは民間の団体との連携に努めるものとされ、同法第26条の規定において国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとされています。
- 県内に困難な問題を抱える女性やDV被害者への支援を行う民間団体（以下「女性支援等に取り組む民間団体」という。）は限られ、またいずれの団体も活動を維持していくための人材や財源確保での困難があるなど運営基盤が脆弱な状況にあります。
- 女性支援等に取り組む民間団体が安全かつ安定的に運営を継続し、スタッフの育成やスキルアップ等を行い、活動を充実させていくことができる仕組みを考えていく必要があります。
- 女性支援等に取り組む民間団体の育成のほか、ひとり親家庭、生活困窮者を支援する取組を行う民間団体、居場所づくりに取り組む民間団体などとの連携が必要です。

イ 施策の方向

(◎民間団体、こども未来局、女性センター、県保健福祉事務所、市町村、関係機関)

(1) 民間団体の強みを生かした支援

- ・ 女性支援等に取り組む民間団体の中には、柔軟性のある支援や、これまでの活動の中で蓄積された知見、育成されてきた人材等を特色とする、独自の支援を行っているところもあり、行政機関だけでは対応が行き届きにくい支援に取り組んでいます。また、行政機関よりも気軽に相談しやすいメリットもあります。このような民間団体の特色やこれまでの活動の中で蓄積された知見等を生かした、同行支援、一時保護、地域における生活の再建等の自立支援などを行います。
- ・ DV加害者の更生について、更生保護団体などにDVに関する情報提供等を行うなど、更生に向けた取組の働きかけや先進的な取組を行っている民間団体等の情報収集を行います。

(2) 県・市町村・関係機関との連携強化等

- ・ 県や市町村は、女性支援等に取り組む民間団体と対等な立場で協働し、互いの活動を補完しながら、女性支援等に取り組む民間団体の自主性を尊重しつつ、当該団体がこれまでの活動の中で築いてきたネットワークや支援手法等を活用し、協働していけるよう緊密な連携体制を構築していきます。また、女性支援等に取り組む民間団体に対し、必要な援助を行うよう努めます。
- ・ 県は、女性支援等に取り組む民間団体について、その活動内容や特徴についての情報収集や意向確認を行い、女性センター、県保健福祉事務所、市町村及び関係機関と情報共有し、女性支援等に取り組む民間団体と行政機関等の支援機関が円滑に連携・協力ができるよう取り組みます。
- ・ 県は、女性支援等に取り組む民間団体のスキルアップの取組を支援するとともに、困難な問題を抱える女性への支援に取り組む意向のある団体等を支援することにより、女性支援等に取り組む民間団体の設置促進を図ります。

5 関係機関における支援

ア 現状と課題

- 困難な問題を抱える女性やDV被害者の中には、治療が必要な女性や被害者も多くいるため、適切な医療を受けることができるよう、医療機関との連携が必要です。一方、治療のために医療機関を受診した女性等について、背景にDVや暴力被害、性的な被害等の困難な問題を抱えている場合もあるため、必要な相談や支援ができる機関に繋ぐことができるよう、医療機関に対して困難な問題を抱える女性やDV被害者の支援に関する相談窓口等を周知する必要があります。
- 多重債務への対応やDV被害者の保護命令、離婚に関する手続き、外国籍の場合の在留資格に関する手続きなど様々な法的手続きがあるため、弁護士との連携が必要になります。

- 地域で活動する民生委員・児童委員・人権擁護委員等、各相談員やボランティアと連携・協力し、地域において困難な問題を抱える女性を発見し、相談や支援に繋げることも必要です。
- DVや虐待、性的搾取などの加害者から追跡される危険性のある女性もいるため、警察による安全確保が必要になります。最初に相談する先が警察であることも多いため、関係する相談窓口や支援制度について情報共有し、連携して対応できる体制を整える必要があります。
- DVと児童虐待は相互に重複して発生することがあることから、DVセンターや女性相談支援員、女性相談担当職員と児童相談所は、相互に早期発見や相談、支援を行うために連携する必要があります。

イ 施策の方向（関係機関、地域支援団体等、児童相談所、警察本部）

(1) 医療機関による支援

支援対象の女性が適切な医療を受けることができるよう医療機関との連携を行います。また、医療機関が困難な問題を抱える女性やDV被害者を見つけた場合、本人の意思を尊重した上で、関係機関へ連絡し、適切な支援先に繋がります。

(2) 弁護士会による支援

支援対象の女性やDV被害者が法的な支援を必要としている場合に、弁護士からの技術的助言を受けることができるよう、県と福島県弁護士会は連携して相談体制を整えます。

(3) 民生委員・児童委員・人権擁護委員等各相談員の協力

日頃、地域に根ざした活動を行っている民生委員・児童委員・人権擁護委員等各相談員は、困難な問題を抱え、支援が必要な女性やDV被害者の早期発見や支援に努めるなど、女性センター及び女性相談支援員への協力を行います。

また、DVについての通報や、暴力や性的な被害、性的搾取から逃れた女性の支援にあたり、関わった支援者が加害者等からの圧力や追跡及び暴力の被害に遭わないよう十分な配慮に努めます。

(4) 警察による支援

- ・ 警察は、暴力被害、性暴力や性的虐待、性的搾取など性的な被害を受けている女性を見つけた場合や、DV等の暴力被害が行われていると認められた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護が必要と認められる女性やDV被害者の保護を行います。併せて、女性やDV被害者本人の意思を踏まえながら、加害者への指導警告や、加害者の検挙を行うなど、被害の再発防止のための措置を講じます。
- ・ 被害を受けた女性等に対して、加害者の検挙の有無にかかわらず、事案に応じて、必要な自衛措置や女性相談の窓口やDVセンター等の関係機関、保護命令制度等を教示するなど、再度の暴力被害等の発生を防止するための措置について指導助言を行います。

- ・ 精神的にダメージの大きい犯罪被害者等に対し、カウンセラーによるカウンセリングを行い、精神的被害の回復や軽減を図ります。
 - ・ 警察署内等5か所に設置されている少年サポートセンターは、困難を抱える20歳未満の女性を把握した場合、立ち直りのための支援を行うとともに、20歳を超える女性を把握した場合には、困難な問題を抱える女性の相談窓口に繋がります。
- (5) 児童相談所による支援
- ・ 児童相談所は、DVセンターや女性相談支援員、市町村の女性相談担当職員とDVや児童虐待について相互に早期発見や相談、支援を行うために連携を行います。
 - ・ 同伴児童への心のケアや養育について、児童相談所は女性相談支援員や女性相談担当職員と連携し、必要な支援を行います。
 - ・ 未成年の若年女性の対応について、児童相談所は女性相談支援員や女性相談担当職員と適切な支援に繋げるよう相互に連携して対応します。
 - ・ 児童相談所と女性センター、女性相談支援員は相互に開催する研修等に参加し、相談対応やそれぞれの役割についてより理解し、連携強化を図ります。
- (6) その他関係機関による支援
- 困難な問題を抱える女性やDV被害者の多様なニーズに対応し、支援対象者の意思を尊重しながら、包括的で切れ目のない支援を行っていくため、福祉、保健医療、労働、住まい及び教育等の施策を管轄する機関と緊密な連携を図ります。

6 DVセンターにおける支援

ア 現状と課題

- DVセンターでは、配偶者等からの暴力（身体的・精神的・経済的・性的なもの等）について、性別を問わず相談を受け付けています。
- DVセンターは、DV防止法第3条第3項で以下の業務を行うこととなっています。現在、県内でDVセンターとして指定されている施設は9箇所あり、各施設で以下の業務を行っています。

DV防止法 第3条第3項
① 相談又は相談機関の紹介
② 被害者の心身の健康回復のための医学的又は心理学的指導等
③ 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護 (一時保護は、女性相談支援センター又はその委託先が実施)
④ 被害者の自立生活促進のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整、その他の援助
⑤ 保護命令制度の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整、その他の援助
⑥ 保護施設等の利用について情報提供、助言、関係機関との連絡調整、その他の援助

- 県のDVセンターは困難事案や専門的・広域的な対応などの業務に取り組むことが求められており、女性センターでは、福祉、法律、医療の各分野の専門家である女性相談支援専門員によるスーパーバイズを受ける体制としております。また、弁護士会と連携し、DVセンターが弁護士からの技術的助言を受けることができる体制としています。
- 市町村のDVセンターは、被害者にとって最も身近な支援の窓口として、相談や支援に取り組むことが求められています。
県は、DVセンター未設置市町村に対して運営に必要なノウハウ等を提供するなど、DVセンターの設置を働きかけています。
- DV被害者が相談しやすい体制が必要であるため、女性センターでは、平日の昼間だけでなく、夜間（21：00まで）や土日にも相談を受け付けています。
- DVセンターにおける相談の実施に当たっては、守秘義務の徹底や二次被害の防止等相談対応能力の向上が必要です。
- DVセンターにおいては、加害者が訪問することも想定し、安全確保のための対策を講ずることが必要です

イ 施策の方向（◎DVセンター、こども未来局、市町村）

(1) DVセンター機能の充実

夜間・土日の相談体制の充実のほか、相談対応職員等に対する研修の充実や相談対応職員に対するスーパーバイズの強化を図り、DVセンター機能の充実を図ります。

(2) DVセンターと関係機関との連携

DVセンターの中核となる女性センターや各保健福祉事務所に配置されている女性相談支援員を中心として、DVセンターと児童相談所、要保護児童対策地域協議会及び警察・医療・司法等との連携を図ります。

(3) 市町村における相談体制整備への支援

市町村に対して、DVセンターの運営に必要なノウハウ等を提供し、被害者のより身近な相談機関として、市町村によるDVセンターの設置を積極的に働きかけます。

また、市町村には、被害者にとって最も身近な行政主体として、積極的な取組を行うことが求められていることを踏まえ、市町村職員を対象とした研修の実施や情報の提供を通じて、相談体制整備の支援を行います。

7 県における全体調整

ア 現状と課題

- 困難な問題を抱える女性やDV被害者への支援は、経済的支援、住居確保の支援、医療、児童福祉、障がい福祉、高齢福祉、就労支援等の自立支援や警察等による安全確保、法的な手続への支援など多岐にわたり、関係機関の連携による支援が必要です。
- 県では「配偶者からの暴力に対する相談対応マニュアル」（以下「DVマニュアル」という。）を作成し、関係機関の役割を明確にし、連携の強化を図っています。今後は、DV被害者だけではなく、困難な問題を抱える女性への支援も反映し、DVマニュアルの改定が必要です。

イ 施策の方向（◎こども未来局）

(1) 関係機関との情報の共有及び協議

- ・ 県は法第15条の規定による支援調整会議及びDV防止法第5条の2の規定による協議会を設置し、困難な問題を抱える女性やDV被害者への支援を円滑に行うための情報交換を行うほか、包括的な支援を提供するための支援の方針や関係機関との連携体制等について協議します。

(2) 関係機関との連携による支援の充実

- ・ 女性センター、県保健福祉事務所、市町村、民間団体、福島県男女共生センター、児童相談所、警察等の関係機関は、それぞれの機能を生かし、困難な問題を抱える女性やDV被害者を連携して支援します。
- ・ DVマニュアルについて、困難な問題を抱える女性への支援について反映した改定を行い、支援機関が円滑に連携して支援できるようにするとともに、支援機関の職員を対象に困難な問題を抱える女性への支援に関する研修を行います。

3 基本目標Ⅲ 「困難な問題を抱える女性やDV被害者の安全な保護の実施」

1 困難な問題を抱える女性の保護

ア 現状と課題

- 困難な問題を抱える女性は、DVを含む暴力被害や性的搾取などの性的な被害から逃れて保護を求める場合があり、場合によっては命を落とす危険性もあるため、保護が必要な女性の安全確保が最優先課題です。
- 一時保護にあたっての同伴児童の制限（女性センターは中学生以上の男児は一緒に入所不可）や携帯電話の使用制限など、支援対象者に支援を受けることを躊躇させる要因があること、女性側のニーズに対して支援内容や制度が不十分であることが全国的に指摘されています。本県でも課題となっている点を検証し、支援を必要とする女性に確実に支援が届く体制をつくることが重要です。
- 一時保護は、地域の実情に応じて母子生活支援施設等の福祉施設や民間団体の運営するシェルターへ委託可能であり、委託先の拡充も必要です。
- 県内に、困難な問題を抱える女性やDV被害者の保護を行っている民間団体が運営するシェルターがあり、地域の関係機関や女性センターと連携して支援を行っています。
- 県土が広大であるため、保護が必要な女性及び同伴児童を一時保護する場合は、相談窓口から一時保護所まで、安全確保のため、関係機関と連携を図りながら移送を行っています。
- 相談窓口や一時保護所では苦情を密室化せず、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、苦情解決の仕組みを整備することが必要とされています。
- 女性センターでは、令和6年度に個別支援のための計画策定の在り方を検討し、本人が参画した支援計画を導入しています。

参考1 一時保護の対象となる女性

女性相談支援センターにおける一時保護は、支援を必要とする女性本人の意思に基づき、次の理由で保護が必要な場合に行うことができます。

- ① 性暴力や性的虐待、性的搾取等による性的な被害等を防ぐために、支援対象者を緊急に保護することが必要と認められる場合（法第9条第7項）
- ② DV防止等法第1条第1項に規定する配偶者からの暴力から保護することが必要と認められる場合（法施行規則第1条第1号）
- ③ ②に該当する場合以外で、同居する者等からの暴力から保護することが必要と認められる場合（法施行規則第1条第2号）
- ④ ストーカー規制法律第2条第1項に規定するつきまとい等又は同条第3項に規定する位置情報無承諾取得等から保護することが必要と認められる場合（法施行規則第1条第3号）
- ⑤ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第7号に規定する人身取引等により他人の支配下に置かれていた者として保護することが必要と認められる場合（法施行規則第1条第4号）
- ⑥ 支援対象者が定まった住居を有さず、又は心理的虐待など何らかの理由で帰宅することで心身に有害な影響を与えるおそれがあると認められる場合であって、保護することが必要と認められる場合（法施行規則第1条第5号）
- ⑦ 支援対象者について、その心身の健康の確保及び関係機関による回復に向けた支援に繋ぐために保護することが必要と認められる場合（法施行規則第1条第6号）
- ⑧ その他、一時保護を行わなければ、支援対象者の生命又は心身の安全が確保されないおそれがあると認められる場合（法施行規則第1条第7号）

イ 施策の方向

(◎女性センター、◎県保健福祉事務所、市町村、警察本部、児童相談所、民間団体)

(1) 安全な移送の確保

県保健福祉事務所、女性相談支援員配置市、及び警察と連携し、安全な移送手段を確保するとともに、保護が必要な女性の精神的安定に配慮した移送を行います。

(2) 保護・緊急避難の実施

- ・ 困難な問題を抱える女性の保護は、女性センターの一時保護所で行います。なお、一時保護所の所在地は非公表としており、支援に関わる関係機関は、安全のために一時保護所に関する情報の秘匿に協力しています。
- ・ 夜間の遠方からの移送、特に、乳幼児を同伴している場合等、移送される女性と同伴児童の心身に大きな負担をかけると思われるときには、警察との連携の下に、保護が必要な女性と同伴児童を身近で安全な施設に宿泊させ、翌日に移送を行います。
- ・ 警察は、保護が必要な女性やその家族、支援者等に対する加害者のつきまとい等の行為があるときは、防犯指導等必要な措置を講じるとともに、ストーカー規制法の適用を積極的に検討し、女性とその家族の安全を守ります。

(3) 同伴児童に対する配慮

- ・ 一時保護にあたっては、母子を分離せず世帯として保護し、同伴児童の心身のケアや学習支援、母子の関係回復支援を行います。また、必要に応じて同伴児童の心のケアや養育の支援について、児童相談所と連携を図ります。
- ・ 同伴児童が中学生以上の年齢に達している男子である場合や、児童が行動上の問題を抱えており一時保護が困難な場合には、児童相談所等関係機関との連携を図ります。母子生活支援施設への一時保護委託など、母子分離をせずに一時保護できる方法について検討します。

(4) 県内の一時保護委託先の拡充及び民間団体等との連携

- ・ 母子生活支援施設へ一時保護委託を行うことができる体制を整えています。
- ・ 民間団体の運営するシェルターについて、保護が必要な女性の状況に応じて柔軟に対応できるよう連携するとともに、一時保護委託が可能な体制を整えられるよう支援します。また、様々な状況にある女性を一時保護できるよう対象施設等の拡充に努めます。

(5) 県域を越えた一時保護の検討

保護が必要な女性の安全確保のため、必要に応じて、他都道府県への広域的な一時保護や女性自立支援施設入所の依頼、県外の民間団体が運営するシェルターへの一時保護委託を行います。県域を越えた一時保護が円滑にできるよう、他都道府県との協議や情報交換に努めます。

(6) 迅速な苦情解決体制の整備

相談窓口において、困難な問題を抱える女性に対する理解不足から、二次被害が発生することがあります。各相談機関において職員の不断の研修により二次被害を

防ぐとともに、二次被害が発生したときは、被害者からの苦情を受け付け、解決に向けた適切な対応がとれる体制の整備に努めます。

苦情解決に当たっては、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、信頼性や適正性の確保に努めます。

なお、女性センターにおいては、「苦情解決制度事務処理規程」を定めており、施設運営全般の苦情について適切な対応がとれる体制を整備しています。

(7) 女性センターにおける支援体制の検討

携帯電話の使用制限など、支援対象者が支援を受けることを躊躇させる要因について、女性センターにおける安全確保や支援内容を考慮しつつ、先進事例の情報収集をし、女性センターの運営や支援体制について検討します。

(8) 個別支援のための計画策定の在り方に関する検討

困難な問題を抱える女性本人の意思を尊重し、人権に配慮した支援を行うために、個別支援のための計画策定について、先進事例の情報収集をし、策定の在り方について検討します。

2 困難な問題を抱える女性やDV被害者への法的手続きへの支援

ア 現状と課題

- 困難な問題を抱える女性やDV被害者の支援では、多重債務への対応や、DV被害者の保護命令や離婚に関する手続き、外国籍の場合の在留資格に関する手続きなど様々な法的手続きが必要にも関わらず、問題の認識がなかったり、支援を受けられることを知らなかったりする場合があります。支援者は本人の意思を尊重しながら、状況を丁寧に聞きとって問題を明確にし、整理する関わりが必要です。
- 女性センターや女性相談支援員は、法的手続きについての知識を身に付け、保護命令についてDVセンターとして手続きの支援を行うとともに、その他の法的手続きについても弁護士への相談や対応する窓口への繋ぎなどを行う必要があります。

イ 施策の方向（◎女性センター、警察本部、生活環境部、関係機関）

- (1) 生活再建、安全確保のための法的手続きの周知
 - 多重債務の債権整理や保護命令手続き、法テラスの活用や弁護士への相談方法など、生活再建や安全確保のために必要な法的手続きについて、福島県弁護士会等の関係機関と連携し、周知を行います。
- (2) 追跡や加害行為があり、安全確保が必要な場合の警察の対応
 - ・ 警察は、裁判所より保護命令の発令について通知を受けた場合は、DV被害者や接近禁止命令の対象となったDV被害者の親族等と連絡をとり、必要な指導助言等を行うほか、希望するDV被害者には110番登録を勧めるなどして、万一の場合に備えます。加害者に対しても保護命令を遵守するよう指導警告を行います。
 - ・ DV以外にも追跡や加害行為があった場合、ストーカー規制法による対応や加害者の検挙や指導等の対応を行います。
- (3) 法的手続きが必要な場合の女性センターや女性相談支援員の対応

- ・ 女性センターや女性相談支援員、市町村の女性相談担当職員は、保護命令手続きや多重債務の債権整理、離婚等に関する法的手続きについての知識を身に付け、必要な支援が行えるように努めます。
また、福島県弁護士会や警察等と連携し、必要な支援や手続きが円滑に行えるよう努めます。
- ・ 県では法的手続きの見識を深めるための研修を行うとともに、女性センターや県保健福祉事務所の女性相談支援員が弁護士の女性相談支援専門員等による助言等を受けることができる体制を整えています。

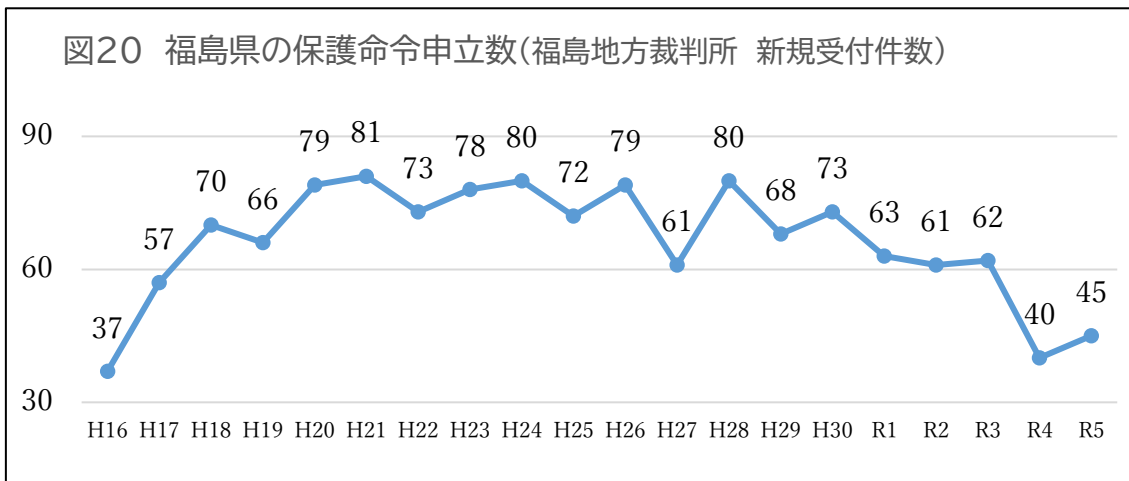
3 保護命令制度等司法手続きについての支援

ア 現状と課題

- DV防止法では、令和5年5月の改正により、配偶者等からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下「身体に対する暴力等」という。)を受けた者が、更なる配偶者等からのからの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大いときは、裁判所は被害者の保護を図るため、被害者の申立てにより加害者に対して保護命令を出すことができます。

保護命令の内容
<p>接近禁止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者への接近の禁止（1年） ○ 被害者の子又は親族等への接近の禁止（1年） ○ 被害者及び被害者の子への電話等(電子メール、SNSを含む)の禁止（1年）
<p>退去命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去（2ヶ月※） <p>※住居の所有者又は賃借人が被害者のみの場合は、申し立てにより6か月</p>

- DVセンターでは、被害者の保護命令申立てに必要な書面の作成（DV防止法第12条第1項）を支援しています。
- DV防止法第15条において、裁判所は保護命令を発したときは、申立人の住所等を管轄する警察及びDVセンターに通知する（DVセンターについては、申立人がDVセンターに相談等をした事実があり、かつ申立書にその旨の記載がある場合に限る。）こととされています。



[出典：司法統計「第4表 民事・行政事件数—事件の種類及び新受、既済、未済—全地方裁判所及び地方裁判所別」]

イ 施策の方向 (◎DVセンター、◎警察本部、こども未来局、生活環境部)

(1) 保護命令等司法制度の周知

DVセンターで、保護命令のための書面の作成のほか、機会を捉えてDV等被害者法律相談援助や民事法律扶助制度など被害者が司法手続きを進める上で必要となる制度の周知に努めます。

DV等被害者法律相談援助の内容
DV、ストーカー、児童虐待被害者を対象とした弁護士による法律相談（資力に関する要件なし、一定の基準を超える資産がある場合は相談料の負担あり）

民事法律扶助の援助内容		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>法律相談扶助</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弁護士・司法書士による無料法律相談（資力に関する要件あり、相談は同一問題につき3回を限度）</td> </tr> </tbody> </table>	法律相談扶助	弁護士・司法書士による無料法律相談（資力に関する要件あり、相談は同一問題につき3回を限度）
法律相談扶助		
弁護士・司法書士による無料法律相談（資力に関する要件あり、相談は同一問題につき3回を限度）		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>代理援助</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>裁判や調停、交渉などで弁護士・司法書士の代理が必要な場合に、その費用を立て替える</td> </tr> </tbody> </table>	代理援助	裁判や調停、交渉などで弁護士・司法書士の代理が必要な場合に、その費用を立て替える
代理援助		
裁判や調停、交渉などで弁護士・司法書士の代理が必要な場合に、その費用を立て替える		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>書類作成援助</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自分で裁判を起す場合に、裁判所に提出する書類を弁護士・司法書士に作成してもらうための費用を立て替える（無利子無担保）</td> </tr> </tbody> </table>	書類作成援助	自分で裁判を起す場合に、裁判所に提出する書類を弁護士・司法書士に作成してもらうための費用を立て替える（無利子無担保）
書類作成援助		
自分で裁判を起す場合に、裁判所に提出する書類を弁護士・司法書士に作成してもらうための費用を立て替える（無利子無担保）		

日本司法支援センター（法テラス）が立て替える費用
<ul style="list-style-type: none"> ○ 実費（訴訟費用等） ○ 弁護士着手金・報酬金 ○ 裁判所提出書類の作成報酬 ○ 保全処分等の保証金
※ 立て替え費用は原則として毎月月賦で返還します。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の警察の対応

警察は、裁判所より保護命令の発令について通知を受けた場合は、被害者や接近禁止命令の対象となった被害者の親族等と連絡をとり、必要な指導助言等を行うほか、希望する被害者には携帯型緊急通報装置を貸与するなどして、万一の場合に備えます。加害者に対しても保護命令を遵守するよう指導警告を行います。

(3) 保護命令の通知を受けた場合のDVセンターの対応

DVセンターは、裁判所より保護命令の発令について通知を受けた場合は、被害者や接近禁止命令の対象となった被害者の親族等と連絡をとり、必要な情報提供を行うほか、警察その他関係機関との連携により被害者の安全確保に努めます。

4 困難な問題を抱える女性やDV被害者の心身の回復への支援

ア 現状と課題

- 一時保護された女性の中には、加害者からの身体への暴力による外傷や言葉による暴力、性的な被害などにより、PTSDなどの精神疾患を負い、保護中に医療機関に入通院しなければならない女性もいます。また、それまでの生活の中で心身のケアを十分行うことができず、健診等も未受診の場合が多く、一時保護されてはじめて疾患に気づき、治療が必要になることもあります。
- 一時保護された女性の多くは経済的に困窮しているため、医療費の確保が困難な状況にあります。

イ 施策の方向（◎女性センター、医療機関、県保健福祉事務所、市町村）

(1) 医学的・心理学的支援の充実

女性センターは、心身ともにケアが必要な一時保護された女性の回復のため、心理判定員によるカウンセリングや心理教育等を行うほか、嘱託の精神科医による心のケアの充実、通院支援など医学的・心理学的支援の充実を図ります。また、看護師による健康面のチェックや嘱託の内科医、産婦人科医の検診を行い、治療が必要な場合は医療機関を受診できるよう支援します。

(2) 医療費に関する手続きの支援

女性センターは、医療費の確保のため、県保健福祉事務所及び市福祉事務所と連携して生活保護の医療扶助受給の手続きを行うほか、自立支援医療制度や無料低額診療事業の利用、医療機関等の減免措置を活用して治療できるよう支援します。

5 同伴児童への支援

ア 現状と課題

- 同伴児童について、DV等の暴力被害を目撃したことによる心理的外傷や直接的な虐待などの影響により、心身へのケアが必要なこどもがいます。
- また、それまでの生活の中で十分に養育されていなかったり、学習の機会が乏しかったりするなどの影響で学習の遅れがある場合もあります。

○法第9条第9項では、一時保護された同伴児童について学習支援を行うものとされています。

イ 施策の方向（◎女性センター、児童相談所、医療機関）

(1) 同伴児童への心身のケア

同伴児童は、それまでの生活の中で十分な養育を受けられなかったり、児童虐待やDV等の暴力被害を目撃していたり、生活上の困難を抱え、学習の機会が十分確保されていない場合があります。家庭内に暴力が存在する場合、こどもたちは、直接身体に暴力を受ける危険性だけでなく、暴力を目撃することによって著しい心理的外傷を負っている場合があります、こどものいる家庭でのDVについては「児童虐待の防止等に関する法律」で心理的虐待であると規定されています。

女性センターは、このような同伴児童の心身のケアのため、児童相談所やこどもの心のケアに理解と知識のある医師などの専門家と連携を図りながら、同伴児童の心身のケアを行います。

また、心理担当職員等によるカウンセリングや箱庭療法などの心理療法、DVについての心理教育を実施します。

(2) 同伴児童の学習の支援

女性センターは、教員免許をもつ職員を配置し保育や学習支援の体制を整え、同伴児童の学習支援を行います。

また、レクリエーションやトレーニングルームを利用した運動の実施など、学習以外にも同伴児童が一時保護所内で、安心安全かつ生き生きと生活できるよう支援します。

6 多様な背景を持つ困難な問題を抱える女性やDV被害者への支援

ア 現状と課題

○外国籍の女性やDV被害者の中には、日本籍の加害者から在留資格取得手続きの協力が得られないなどの社会的暴力を受けている場合があります。また、人身取引の被害者の場合もあり、人身取引被害者に対する相談・保護等に的確に対応することも必要となっています。

○最近では、外国籍の女性やDV被害者の出身国が多岐にわたり、相談時の通訳者の確保が困難となる場合があります。外国籍の女性やDV被害者は言語によるコミュニケーションの困難さだけでなく、文化や習慣の違いによる困難さを抱えており、心理的にも不安な状態になることが多くあるため、自国語で話せる通訳を依頼することは心理的なケアとしても重要です。

○一時保護される女性の中には、障がいのある方もいます。それまでの生活の中で自身の障がいについて適切な支援を受けてこられなかった女性もおり、障がいの状態に応じた福祉制度の手続きを行うなどの支援が必要です。

○性自認が女性であるトランスジェンダーの方等の場合も、困難な問題を抱え、支援が必要な場合があることを認識し、支援する必要があります。

○DV被害は女性だけに限らず、男性や同性間のカップルでも起きうることです。しかし、「男性が被害を受けるはずはない」という思い込みや、「男らしさ」のイメージのために困難な状況にあっても相談することができないなどのジェンダーバイアスがあるため、相談につながりにくく、社会での理解も得られにくい状況があります。また、同性間のカップルについても、パートナーシップ制度が導入されるなど、社会での理解は進みつつあるものの、異性間のカップルと同様にDV被害が起きうることまでの理解は浸透していません。そのほかの多様な状況にある被害者の状況を含め、男性や同性間のカップルなどでもDV被害が起きうることを認識し、支援する必要があります。

イ 施策の方向（女性センター、民間団体、県保健福祉事務所、生活環境部）

(1) 困難な問題を抱える外国籍の女性への支援

- ・ 女性センターでは、公益財団法人福島県国際交流協会^{※2}（以下「県国際交流協会」という。）の協力を得ながら、外国籍の女性について、安全確保や法的手続き、自立のための各種手続きの書類作成支援や関係機関への同行支援等を行います。
- ・ 一時保護された外国籍の女性については、文化や生活習慣の違いに応じた配慮を行い、安心して生活できるように支援します。

文化や習慣の違いに応じた食事内容への配慮や、生活の場の表示や指示についても多言語での表示やイラストを活用するなどの工夫をします。

(2) 障がいのある方への支援

困難な問題を抱える女性に障がいがある場合は、その状態に応じて必要な支援や福祉制度の手続きを行い、安全確保や法的手続き、自立のための支援を行います。

一時保護された障がいのある女性について、障がいの状態に応じた生活上の配慮を行い、生活の場の表示や指示についても、ルビをふる、イラストを活用するなど、わかりやすい内容にする工夫をし、安心して生活できるように支援します。

(3) 性自認が女性であるトランスジェンダーの方等への支援

性自認が女性であるトランスジェンダーの方等について、相談窓口の情報を提供します。

(4) 男性や同性カップル間のDV被害への支援

- ・ 男性や同性カップル間のDV被害について、相談窓口の情報を提供します。
- ・ 男性や同性カップル等のDV被害者の安全確保のため、一時的な避難先を確保する体制を整えます。

※2 福島県国際交流協会が運営している「福島県外国人住民のための相談窓口」では、外国語での生活相談に応じるとともに、外国人住民が行政機関に連絡する際に、電話による無料通訳サービスを行います（通話料は有料）。LINE通話での相談もできます。詳しくは、福島県国際交流協会ホームページを御覧ください。

対応言語（13言語）：日本語、中国語、英語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、ネパール語、インドネシア語、スペイン語、ウクライナ語、ロシア語

4 基本目標Ⅳ「困難な問題を抱える女性やDV被害者の自立を支援する環境の整備」

1 女性センターにおける支援

ア 現状と課題

- 女性センターは法第9条各項の規定における女性相談支援センターと法第12条各項の規定における女性自立支援施設です。女性センターでの一時保護による支援のみでは自立が困難な場合は長期保護（女性自立支援施設としての機能）として支援を行います。
- 基本方針では個別の支援計画の策定について、支援が必要な女性本人が参画するものとされており、導入の方法について検討する必要があります。
- 困難な問題を抱える女性の中には、支援を受けるまで安心できる生活環境や信頼できる人間関係の中に置かれてこなかった女性もいるため、安心できる生活環境と信頼できる人間関係の中で、支援者や他の利用者と共に生活を送る日々を重ねることにより、その人らしく生きることへの希望につなげていくことが重要です。
- 安心できる生活を送りながら心身の健康を取り戻し、地域で生活するための家事や金銭管理などの基本的なスキルを身に付けることや、同伴児童との関係づくりや養育について、支援が必要な女性もいます。

イ 施策の方向（◎女性センター、関係機関、生活環境部）

(1) 日常生活の回復支援

- ・ 女性センターでは、基本的な衣食住について提供し、利用者の心身の健康状態や年齢、障がいや生活習慣の違いに配慮し、工夫しながら安心して生活できるよう支援します。
- ・ 茶道・華道の教養講座や生活スキル講座、レクリエーション、健康教室等を行い、利用者が様々な経験を通じてリフレッシュし、自立のために必要なスキルを身に付けることができるよう支援します。
- ・ 支援を受けるまでの生活の経験の影響で、清掃、洗濯等の衛生面の維持や調理などの家事、金銭管理などの生活スキルが十分でない場合は、女性の状況に応じて習得するための支援を行います。
- ・ 困難な問題を抱える女性が地域で再び自立して生活するために、心身の健康の回復や安全確保対策、経済的支援、就労支援、同伴児童の就学や保育に関する支援など、必要な支援は多岐にわたっており、関係機関と連携しながら支援を行います。

(2) 外国籍の女性への対応

- ・ 女性センターは、入所する外国籍の女性への支援のため、県国際交流協会等と協力して通訳を確保するなどしながら、本人の意思や希望の確認、日常生活の困難さの確認、自立に必要な手続きの説明等を行います。

(3) 自立生活準備のためのケースマネジメント

- ・ 女性センターは、利用者一人ひとりのニーズにあった個別の自立支援計画を策定し、本人の意思に沿って、就労の支援、住宅確保支援、各種手続き支援等の自立支援を行います。
- ・ 個別の自立支援計画の策定について、先進事例の情報収集などにより、策定の在り方について検討していきます。

2 就労の支援

ア 現状と課題

- 自立して生活していくためには、就労し、安定した収入を得ることが必要ですが、同伴児童の養育との両立の困難さや女性自身の疾病や障がい、就労経験の少なさ等から、生計を支えるために十分な収入を得る仕事を見つけることが難しい場合があります。
- 就労のため、求職活動の準備や方法についての相談、職業訓練、資格取得などの支援が必要です。
- 就職の際の身元保証人の確保が困難なために、就労に支障が出る場合があります。

イ 施策の方向（◎女性センター、こども未来局、商工労働部、関係機関）

(1) 就労に向けた支援

- ・ ハローワーク（公共職業安定所）、ふるさと福島就職情報センター等は、就職についての相談、適性や希望にあった事業所への職業紹介を行うことにより就労促進を図ります。
- ・ 福島県男女共生センターは、女性のための就業援助相談を実施して、再就職希望者や内職希望者の就労を援助します。
- ・ 福島県母子家庭等就業・自立支援センターは、就業に関する相談から情報の提供、講習会の開催まで一貫した就業支援を行います。
- ・ 女性センター等は、一時保護を終了する女性の就労に際し、身元保証人の確保に向けた取組を推進して就労を支援します。

(2) 職業訓練の実施

- ・ 女性センター等は、福島職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）などの公共職業能力開発施設が実施する施設内訓練及び県の実施する委託訓練等を活用し、仕事に就く前に必要な技術を身に付ける職業訓練を受講するよう周知に努めます。
- ・ 県は、ひとり親の就職や生活安定に資する資格取得のため、訓練期間のうち一定期間について給付金の支給等を行います。

3 地域での生活に向けた支援

ア 現状と課題

- 困難な問題を抱える女性やDV被害者がそれまでの生活の場を離れ、新たに自立することを選択するためには、住宅の確保、生活保護、健康保険、保育所等の子育て支援や住民基本台帳の閲覧等の制限、母子生活支援施設の利用、心身の安全など様々な支援等が必要になります。
- 県内における困難な問題を抱える女性やDV被害者の支援を行うための民間団体は、少ない状況のため、民間団体やボランティアの育成とその支援が必要です。
- 困難な問題を抱える女性やDV被害者が、地域で自立して生活していくためには、行政機関だけでなく地域の民間団体等からの様々な支援が必要であることから、人材の発掘や育成、さらには、地域における支援の核となるような民間団体に対する行政機関の支援が必要です。
- 地域において支援にかかわる専門家（医師、看護師、弁護士等）への普及啓発や連携を図る必要があります。
- 困難な問題を抱える女性が自立する際に所持金が無い場合、諸申請に必要な経費や医療費、アパート等の入居時の費用などについて、一時的に貸し付けを行っている民間団体が県内にあります。

イ 施策の方向（◎女性センター、民間団体、市町村、県保健福祉事務所、土木部、保健福祉部、こども未来局、関係機関）

(1) 住宅の確保

- ・ 県は、県営住宅におけるDV被害者、犯罪被害者、母子世帯等への優先入居措置を継続して行います。また、今後、市町村公営住宅においても、DV被害者等の入居に対して弾力的に対応するよう市町村に要請していきます。
- ・ 女性センター等は、保護を終了する女性の住宅確保に際し、身元保証人の確保に向けた取組を行い、住宅の確保を支援します。

(2) 生活保護

- ・ 県保健福祉事務所及び市は、困難な問題を抱える女性やDV被害者が、生活が困窮し、資産の活用、親族等の援助が困難な場合については、経済的な自立の目途が立つまでの間、本人の申請に基づき生活保護による支援を行い、安全確保や生活再建など特殊な状況に十分配慮した対応を行います。
- ・ また、困難を抱える女性が一時保護となった場合で、通院費用を持たないときは、医療機関等の診療を受けることができるよう、本人の申請に基づき医療扶助による支援を行います。

(3) 生活困窮者自立支援事業

県は、住居を失い生活に困窮している困難な問題を抱える女性やDV被害者に対し、宿泊場所の供与や衣食の日常生活に必要な支援を提供するとともに、住居確保や就労支援等の支援を行います。

(4) 健康保険

女性センター等は、DV被害者の救済と自立を図る観点から、被害者とそのこどもが配偶者の健康保険から外れ、自ら新たに健康保険に加入を希望する場合については、他の保険者と連絡を取り合うなど、適正な取扱いが行われるよう、その徹底を図ります。

(5) 保育所等の子育て支援

市町村及び県保健福祉事務所は、困難な問題を抱える女性やDV被害者が保育所等を利用する場合、特殊な状況への理解や市町村の枠を越えた保育所等の利用について、自立に必要な支援について理解を得られるよう働きかけます。

(6) 住民基本台帳の閲覧等の制限

市町村は、DV被害者等の安全確保のため、加害者から請求がなされた場合には請求を拒否するとともに、その他の者からの請求の場合にも、本人確認や請求事由の厳格な審査により適正な取扱いが行われるよう、その徹底を図ります。

(7) 母子生活支援施設の利用

- ・ 女性センターは、支援が必要な女性とこどもの自立のために母子生活支援施設の利用が適当と判断した場合、法第10条の規定に基づき、実施に係る都道府県や市町村の長に報告又は通知を行います。
- ・ 報告又は通知を受けた都道府県や市町村の長は、児童福祉法第23条第4項の規定に基づき、母子生活支援施設の利用が必要な母子について、母子保護の実施の勧奨をしなければならないとされています。
- ・ 女性センターは、母子生活支援施設の利用により困難な問題を抱える女性が同伴児童と安心して生活できるよう、県・市町村の担当と連携して対応します。

(8) 地域における活動支援

- ・ 女性センターは、地域で生活する困難な問題を抱える女性に対して、行政機関への同行や各種手続、就職活動に関する情報提供など、様々な支援に当たる協力者の養成に努めます。
- ・ 県保健福祉事務所や女性相談支援員配置市を中心に、民間団体・関係機関との連携を図ります。
- ・ 県及び市町村は、地域における支援の核となるような民間団体に対する支援に努めます。

(9) 地域において援助にかかわる専門家との連携

女性センター等は、地域において支援にかかわる専門家(医師、看護師、弁護士等)との連携の強化に努めます。

4 同伴児童への支援

ア 現状と課題

- 困難な問題を抱える女性が地域で生活する場合、同伴児童が安心して生活できるよう養育支援を行うとともに、同伴児童本人の心身のケアが必要です。

- 同伴児童が就学や保育所等の利用をする場合、安全を守るために、保育所や幼稚園、学校等のこどもが過ごす場所におけるDV被害や困難な問題を抱える女性を取り巻く状況の理解や、安全確保が必要です。

イ 施策の方向（◎女性センター、教育庁、市町村、児童相談所）

(1) 同伴児童への心身のケア

- ・ 女性センターでは、同伴児童について心身のケアを行うため、児童相談所や児童虐待、こどもの状況に理解と知識のある医師等の専門家と連携を図りながら、心理担当職員等によるカウンセリングや箱庭療法などの心理療法、DVについての心理教育を行います。
- ・ 必要に応じて児童相談所などの相談機関に繋ぎ、地域での生活を始めた後も支援が受けられるよう、関係機関と連携します。

(2) 就学支援と安全確保

- ・ 県（教育庁）は、市町村教育委員会との連携の下、同伴児童の区域外就学について弾力的に受け入れが行われるよう努めます。また、同伴児童の安全確保と守秘義務の徹底を図ります。
- ・ 女性センターで保護した同伴児童について、女性センター内で学習支援を行うだけでなく、DV防止法の保護命令により、こどもの安全が確認された場合や追跡の可能性が低い場合、市町村教育委員会と協議し、区域外就学の手続きをとった上で通学できるよう努めます。また、通学ができない場合には学習支援を行います。

5 地域におけるアフターケア

ア 現状と課題

- 困難な問題を抱えて保護された女性が、女性センターから自立した後に、様々な要因で再び生活の中で困難な問題を抱えてしまうことがあります。また、DVは繰り返し行われる傾向があるため、加害者のもとに戻った後、再びDVセンターへの相談や一時保護を利用するケースもあります。
- こどもを抱えた女性が地域社会で自立していく中で、地域の子育て支援活動を利用することで負担感の軽減を図ることができるため、子育て支援に関する情報提供が必要です。
- 外国籍の女性が地域で自立するためには、不自由な日本語の習得や母国語等で相談できる窓口等が必要です。

イ 施策の方向（◎女性センター、◎市町村、◎県保健福祉事務所、民間団体、関係機関、こども未来局、生活環境部）

(1) 県保健福祉事務所及び女性相談支援員配置市等によるアフターケア

- ・ 女性センターの保護終了後等に、地域社会で安定した生活を継続できるよう、訪問・電話・面接による相談や必要な地域支援を行うなどのケアを各地域の女性相談支援員等が継続して行います。

- ・ 女性センターは、保護終了した女性に対して、センターによる支援が必要な場合は引き続き支援を継続します。
- (2) 市町村による支援
- ・ 市町村は、困難な問題を抱える女性の自立に向けて、生活保護等の経済的な支援や住宅確保、福祉サービスの利用など、各種支援事業の活用について情報提供を行うとともに、窓口への相談や行政手続き等の機会において、保護終了後の生活状況の確認に努めます。
 - ・ こどものいる女性に対しては、子育て世代包括支援センター^{※3}への相談や地域の子育てヘルパー派遣事業等の各種子育てに関する支援事業の活用を促すとともに、ホームスタート^{※4}などの民間の子育て支援の資源の活用を促します。
- (3) ひとり親家庭への支援
- ・ 県は、ひとり親であることによる困難を抱える女性に対し、必要に応じて、福島県母子家庭等就業・自立支援センター等による就業支援を行います。
 - ・ 女性センター等は、高等職業訓練促進給付金等事業や自立支援教育訓練給付金事業などのひとり親家庭への自立支援事業の活用を促します。
- (4) 地域の外国籍の女性への支援
- ・ 地域の日本語教室では、日本語が不自由な外国籍女性の日本語学習の支援に努めます。
 - ・ 県国際交流協会は、外国人住民に対して、生活する上で抱える様々な課題の解決に向けて多言語による相談窓口を運営します。
- (5) その他関係機関による支援
- ・ 関係機関等は、保護終了後等の女性から求めがあった場合には、適切な相談先に繋ぐよう努めます。

※3 母子保健法に基づき市町村が設置する。保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供する。

※4 妊娠や乳幼児がいる家庭に、研修を受けた地域の子育て経験者がボランティアとして訪問する、家庭訪問型子育て支援。

第5章 具体的目標及びモニタリング指標

1 具体的目標(数値目標)

(1) 基本計画策定市町村数(女性支援)

計画策定時 (令和5年度)	現状 (令和6年度)	目標年次 (令和10年度)	説明
—	—	50市町村	目標年次までに50市町村の市町村が基本計画を策定するよう支援します。

※基本目標Ⅱ－Ⅰ市町村における相談支援体制の充実 施策の方向(3)

(2) DV防止基本計画策定市町村数(DV)

計画策定時 (平成17年度)	現状 (令和6年度)	目標年次 (令和10年度)	説明
—	42市町村	50市町村	目標年次までに50市町村が基本計画を策定するよう支援します。

※基本目標Ⅱ－Ⅰ市町村における相談体制の充実 施策の方向(3)

(3) 女性相談支援員配置市町村数(女性支援・DV共通)

計画策定時 (平成17年度)	現状 (令和6年度)	目標年次 (令和10年度)	説明
5市	5市	13市	目標年次までに全ての市における女性相談支援員の配置を促進します。

※基本目標Ⅱ－Ⅰ市町村における相談体制の充実 施策の方向(2)

(4) DVセンター設置数(DV)

計画策定時 (平成17年度)	現状 (令和6年度)	目標年次 (令和10年度)	説明
8箇所	9箇所	13箇所	平成19年のDV防止法改正で、市町村のDVセンター設置が努力義務化されました。目標年次までに、令和6年度時点で女性相談支援員を配置している4市がDVセンターを設置できるよう、支援します。

※基本目標Ⅱ－Ⅰ市町村における相談支援体制の充実 施策の方向(4)

(5) DVセンターが要保護児童対策地域協議会に参画している市町村数(DV)

計画策定時 (平成17年度)	現状 (令和6年度)	目標年次 (令和10年度)	説明
—	36市町村	44市町村	児童虐待とDV対策の連携強化のため、DVセンターの要保護児童対策地域協議会の参画を促進します。

※基本目標Ⅱ－Ⅰ市町村における相談体制の充実 施策の方向(3)

2 モニタリング指標

(1) 女性相談支援員による相談件数（女性支援・DV共通）

計画策定時 (令和4年度実績)	直近の実績 (令和5年度実績)	説明
5,465件	5,493件	女性センター、各保健福祉事務所、各市町村に配置された女性相談支援員による相談件数及び相談内容についてモニタリングします。

(2) DVセンターにおける相談件数（DV）

計画策定時 (平成17年度実績)	直近の実績 (令和5年度実績)	説明
1,086件	1,930件	DVセンターで受け付けた配偶者等暴力に係る相談件数をモニタリングします。※「(1) 女性相談支援員による相談件数」に含まれています。

(3) 関係機関・民間団体による相談件数（女性支援・DV共通）

機関名	計画策定時 (令和4年度実績)	直近の実績 (令和5年度実績)	説明
SACRAふくしま	777件	528件	各関係機関で受け付けた相談件数をモニタリングします。※SACRAふくしまは1月～12月の集計
福島県男女共生センター	1,266件	1,467件	
民間団体	1,056件 (2団体計)	1,122件 (2団体計)	

(4) 保護件数（女性支援・DV共通）

計画策定時 (令和4年度実績)	直近の実績 (令和5年度実績)	説明
一時保護 実人数 92人 延人数 2,397人 長期保護 実人数 24人 延人数 2,006人	一時保護 実人数 57人 延人員 1,696人 長期保護 実人数 32人 延人数 1,947人	女性センターにおける一時保護及び長期保護（同伴家族含む）の状況について、モニタリングします。

(5) 支援調整会議設置市町村数（女性支援）

計画策定時 (令和5年度)	直近の実績 (令和6年度)	目標年次 (令和10年度)	説明
—	—	増加を目指す	各市町村において、支援調整会議が設置されるよう支援します。

(6) 協議会設置市町村数（DV）

計画策定時 (平成17年度)	直近の実績 (令和6年度)	目標年次 (令和10年度)	説明
—	—	増加を目指す	各市町村において、協議会が設置されるよう支援します。

パブリック・コメント

福島県子ども未来局児童家庭課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
TEL 024-521-8665